

堺市監査委員公表第 58 号

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき平成 26 年 11 月 7 日に監査委員
に提出された住民監査請求について、監査委員の合議によりその結果を下記の
とおり決定したので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。

平成 26 年 12 月 25 日

堺市監査委員 藤 坂 正 則
同 小 杉 茂 雄

住民監査請求に係る監査結果

(平成 26 年 11 月 7 日請求)

< 政務活動費の返還請求について >

目 次

堺市監査委員公表第 58 号

第 1 監査の請求

- 1 請求人
- 2 監査請求書の提出
- 3 監査請求書の記載内容

第 2 監査の実施

- 1 要件審査及び請求の受理
- 2 請求人の証拠の提出及び陳述
- 3 監査対象部局
- 4 監査対象部局からの事情聴取等
- 5 関係人調査

第 3 監査の結果

- 1 本件の監査対象事項
- 2 政務活動費の制度について
- 3 米田議員に係る本件政務活動費について
- 4 佐治議員に係る本件政務活動費について
- 5 黒田議員に係る本件政務活動費について
- 6 小林議員に係る本件政務活動費について
- 7 西田議員に係る本件政務活動費について
- 8 結論

記

第1 監査の請求

1 請求人

1名（氏名は省略）

2 監査請求書の提出

平成26年11月7日

3 監査請求書の記載内容

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添付のうえ必要な措置を請求します。

請求の要旨

米田敏文・佐治功隆・黒田征樹・小林由佳・西田浩延ら各堺市議会議員の政務活動費において、違法な支出の返済及び、民法に定める年5%の利息を返還させよ。

1 米田敏文について

(1) 御茶代 9,2747円（甲2号証）

ほぼ全ての領収書に言える事だが、通常レジを通過すれば渡される商品明細が記入されたレシートではなく、あえてサービスカウンターを通じて、「商品名」として何を購入したか不明の領収書を添付している。

このような領収書は、税法上無効であるばかりでなく、2-2以外の全てと、甲3-1・10の手書き筆跡が酷似しており、本人が記載したと思われる。

購入先についてもスーパーだけでなく、格安酒店のものが散見され、酒類を購入したとも考えられる。

また日付についても、4月3日2028円・4日2456円・13日3716円、7月2日2827円・7日4217円・16日1246円・22日1534円・23日2406円、10月12日2483円・14日1508円・19日3573円・22日2504円、11月3日6322円・4日5224円・9日4442円・17日1250円・22日4912円・22日4973円・24日2529円、12月1日3694円・3042円・7日4412円・15日1970円、3月27日2947、28日601、31日707円と、一時に集中して大量に購入されており、休日とも重なる例が多数あることから、行楽やパーティー等、自家消費の購入と見られる。

本人は、「確かに御茶・御茶菓子を購入したと思うのですが、何を何

個購入したかと定かな記憶がありません。政務活動費に準ずる程度の金額で使用をいたしております。領収証の添付が義務付けられておりますので、領収証の添付を行いました。事務局に伺いますと『レシートでも良い、また商品名が明確に書かれているのでこちらの方が良い。』とお聞きしましたので、今後そのように対応しようと考えております。」と答弁しているが、損害賠償請求訴訟となった場合、その職員も連帯して被告となりえますので、どの職員がそのような回答をいつしたのかも含めて、回答の詳細を具体的に特定せよと再度質問したところ、回答はなかった。

現在の政務活動費指針は、用途や公開基準について、議員に最も厳しい条例にしようとの建前で練られ、2008年4月1日から施行された条文であり、それに反すると認められる。

また、本人は甲11号証のような商品名が記載された通常のレシートを添付する事もしており、御茶代等、他の商品だけが別途領収書を作成する整合性に欠ける。

(2) タクシー代 5,3680円 (甲3号証)

行き先・時間・対面者・会議や調査内容の概略等が一切不明であるばかりでなく、前述したように3-1・10の手書き筆跡が酷似しており、本人が記載したと思われるだけでなく、10については事業社名・印鑑がなく、本当にタクシーを利用したのかすら疑われる。

ちなみに4月6日付9610円(甲3-2号証)の行き先を調査したところ、既に業務日報は廃棄されていたが、初乗り660円+273m毎に80円の料金から距離を堺より41kmと計算でき、阪神高速大阪空港本線を利用しているところから、池田付近と推定されるが、帰りの領収書や活動記録もないため、どのように帰宅したのかも不明である。

同月22日にも9670円の領収書(甲3-3号証)があり、こちらは深夜1時3分になんば付近より乗車し、松原・狭山経由で、米田氏の自宅である深井に1時50分頃下車している。

これは時間帯などから推察すると、酒を飲みに行つて、友人を送り届けたと考えるのが自然であり、同乗の二人は女性であることから、ホステスなど飲食店店員を送ったとも考えられる。

請求人は、全てのタクシー領収書について経路や同乗者を調査したわけではないが、このように政務活動費と無関係な利用が行われている蓋然性が高いので、全ての領収書についての調査は必須である。

本人は、「日にちも経っていることですので、何処へ政務活動に行つたかということは、すべては覚えておりません。覚えている範囲内で

お答えします。

タクシー代の件ですが、3月29日に中区の区長をはじめ13校区の自治連合会長を含め中区選出の市議会議員全員で、意見交換及び親睦を図るために会合をもちました。そのための支出です。3月27日には、大阪市内の友人の会社へ出かけたときに使用いたしました。

パソコンのデータが飛んでしまってそれ以前のことは仕事内容がたぐさありませんので、はっきり覚えておりません。行先等は、現在の運用指針では記載しなくても良いとされておりますが、これを機に今後はきちんと行先、場所等を明確に書きとどめまして申請をいたしたいと思っておりますのでご報告申し上げます。」と回答しているが、これについては、北野礼一議員の支出内容の調査によっても、「高速料等→大半が私用の疑い」として不適正なものとして認定されているものである。

また、本件で提示していないが、駐車場一時利用領収書についても、行き先や利用目的等が一切不明なまま多数添付されている。

本人は、「駐車場の件ですが、泉大津と中百舌鳥に常日頃政務相談をしている知人がおりますので、アドバイスをいただき何かと相談にのっていただいております。その際にたびたび駐車場を利用いたしております。その他駅前の駐車場を利用する場合は、駅頭にて市政報告等を行うときに利用いたしております。」と回答するが、説明責任は果たされていない。

(3) スルッとKANSAI 2995円 (甲4号証)

前述(2) タクシー代同様、行き先・利用目的等不明。

(4) ETC代 (甲5号証) 7,3650円

1-3は、3月25日発行の2013年2月分、4-6は、4月25日発行分同年3月分であり、2012年度経費計上する分であり、無効である。

小林市議が収支報告を行ったのは、2014年5月10日(甲15号証)である事も見ても、4月25日は十分当該年度収支報告書記載期限に間に合う。

5月5日(甲5-11号証)、日帰りで愛媛県西部へ往復し、7日(同11・12)は島根県出雲方面へ向かっているが、後者は帰りの記録がないことから、もう1枚のETCカードを使い、滞在日数やその他経路を隠していると思われる。

また、6月21日(同15)には三重県四日市方面へ往復しているが、これら遠距離地への移動について、行き先・利用目的等不明な他、事業実施報告書(甲1号証)にも何ら記載がない。

本人は、「高速道路の利用につきましては、大阪府庁・大阪市役所・

他の行政機関、また、大阪市内で党本部での教育基本条例・職員基本条例等についての勉強会に出席したときに使用しております。また、市民の方々からの要望、依頼等があった事例については、議員個々に調査研究を行い議員自身も議員として資質向上につながる事でもありますのでその都度利用しております。」としており、阪神高速等近距離の利用については、不明瞭・不足ながら一定の回答はしているものの、遠距離利用については、全く回答していない。

(5) 第2のふるさとふれあい会 (甲6号証) 1万円

「研修費」名目だが、何を学んだのかも明らかにされず、県人会パーティーの出席費であることから、純然たる後援会・選挙活動である。

水ノ上市議が、2013年12月10日の大阪都研究会「研修費」1万円について、請求者の監査請求によって返還したのと同じように違法な支出である。

(6) ホームページ委託料 (甲7号証) 22,6800円

1,8900円と高額であり、領収者名が黒塗りであることから個人と思われる。

業者委託している黒田征樹オフィシャルサイト管理費(甲25号証)と比して、高額であり、個人依頼の必然性がない。

(7) 新聞代 (甲8号証) 2,8736円

産経新聞とサンケイスポーツの2紙を購読していると思われるが、紙名が明らかでなく、事務所や市役所内控え室でなく、自宅に宅配されていると予想され、「資料購入」ではなく、日常生活費である。

サンケイスポーツは無論、「資料」ではない。

北野礼一氏にも同様の例は見られ、返還がなされている。

(8) 石油ストーブ代 2,4304円 (甲9号証)

甲11号証のような商品名記載がない領収書であるばかりでなく、二トりに品目の「石油ストーブ」は、領収書発行当時販売しておらず、仮にファンヒーターだったとしても価格は1.1万円であり、台数記載もなく、仮に2台であったとしても金額に齟齬がある事から別商品と思われる。

(9) USBメモリー代 2872円 (甲10号証)

甲11号証のような商品名記載がない領収書であり、実際に領収書記載商品を購入したか疑わしい。

2 佐治功隆について

(1) 人件費 191,7000円 (甲12・13号証)

70%按分はなされているものの、2人の固定人件費は18+8=26万円である。

他市議と比して高額の当該2人の有給職員が、どのような政務活動を補助しているかについて、不明であるばかりでなく、雇用契約書、就業記録等、勤務実態を示すものが明示されない。

また、月の賃金が18万の職員については、強制的な社会保険加入被保険者であると共に、雇用保険も加入されねばならないが、それら公的書類や、納税証明書について、個人情報としての黒塗り部分についても、議会事務局に領収書と照らし合わせて差異がない旨確認ができるにもかかわらず、そのような確認がなされていない。

本人は、「調査研究・必要な資料作成・書類等の整理・住民からの要望、及び意見の聴取・住民相談等の補助を行っております。」「雇用契約書はございます。また、私自身が事業主として、事務職員（うち1人は非課税者）の給与から特別徴収税額の決定に基づき個人市・府民税を徴収し、市に納入しております。尚、納税関係資料等は、個人情報でもありますので、提供は控えさせていただきます。」としているが、職員賃金については、高木佳保里（自民）市議は、職員の労働保険料を支払い、領収書（甲27号証）を添付することで、雇用保険加入義務を果たし、架空雇用でないと証明している。

これについては、北野礼一議員の支出内容の調査によっても、「人件費→雇用実態がない」として不適正なものと認定されている。

3 黒田征樹について

(1) 堺高石JC会費・購読料 10,7240円（甲14号証）

このような親睦会費が「広報公聴費」として認められるならば、スポーツクラブ会費も、町内会会費も、ロータリークラブ会費も、それこそ会費であれば、何でも拡大解釈できると思われる。

また、愛媛県議会の「政務活動費の事務処理マニュアル」に次の記載があるように、このような支出が違法であるのは論を待たない。

第3 政務活動費を充てることができる経費の運用指針

3 項目別の充当の考え方

(2) 研修費

ウ会費に関する考え方

会費の支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適うものである必要があり、議員が所属しない他団体の主催する意見交換会等の参加費については、あくまでも実質的な意見交換が中

心である場合に充当できるものとする。

なお、議員の経営者としての資格など、個人的資格要件で加入している団体（例えばロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等）の会費の支出は、政務活動費の対象経費とはできない。

4 小林由佳について

(1) ホームページ等管理費 48万円 (甲17号証)

HP管理費は、1万円/月程度で行う会社が通例であり、8万円/月（按分50%で4万円）と高額すぎる

本人は、「ホームページ管理だけでなく、データ管理、ドメイン管理、ネット上の情報収集など委託業務は多岐にわたっております」と回答するが、黒田征樹氏のオフィシャルサイト管理費は1万円/月・高木佳保里氏のレンタルサーバー更新料 2,2680円/年・ドメイン更新料 856円/年（甲25号証）や、米田敏文氏のHP委託料 1,8900円/月（甲7号証）と比しても、はるかに高額である。

また、請け負い業者のオフィスコーヴァは、甲19-21号によって後述するプライアントサービス、ジーピートレーディング同様、HP、タウンページへの電話番号記載、登記簿等、企業実態が把握できないだけでなく、領収書にマンション（a）の部屋番号記載もなく、不正確な住所での領収書発行を行っており、これらの領収書の架空性だけでなく、会社組織としての実在自体が疑われる。

これについて本人は、（オフィスコーヴァが）「『ミスなのは間違いありませんが、本来当社の業務の性質上、領収書を発行することも少なく、また直接の連絡先を知らない方とのお仕事はありえませんが、自宅兼オフィスということもありセキュリティ上、住所末端を省いております』とのことでした」と、回答したが、このような領収書は税法上も有効なものではない。

更に、本人は会社実態について、登記簿登録で確認せよと回答するが、前述のように商業登記は存在しないし、仮に登記簿記載がある場合、部屋番号は記載され公然となるので、部屋番号を省略する合理性はない。

(2) 人件費 169,4000円 (甲15号証)

50%按分はなされているものの、固定人件費は22万円で、多い月には3人で約40万円の人件費（甲18号証 2014年3月28日分 22万+7.2万+9.2万=38.4万円）となっており、政務活動費の月額30万円を大きく上回り、不自然である。

常時職員数は2名であり、もう1名はポスティング要員かとも思われたが、ポスティングは別途費用(甲19号証)として計上されている。

3人もの有給職員が、どのような政務活動を補助しているか、雇用契約書、就業記録等、勤務実態についてや、月の賃金が22万の職員については、強制的な社会保険加入被保険者であると共に、雇用保険も加入されねばならないが、それら公的書類や、納税証明書について、個人情報としての黒塗り部分についても、議会事務局に領収書と照らし合わせて差異がない旨確認ができるにもかかわらず、そのような確認がなされていない。

これについては、北野礼一議員の支出内容の調査によっても、「人件費→雇用実態がない」として不適正なものと認定されている。

これについて本人は、「政策活動を中心に行うスタッフ1名とあとは非常勤のアルバイトスタッフです。」「雇用契約等はありません。」「雇用保険への加入はございません。」と、回答し、請求人の「常勤職員の雇用保険加入がないのは、違法状態ですが、どのように認識されていますか?」との再質問に回答はなかった。

また、勤務場所であるが、小林氏の事務所登録は、市役所内の議員控え室になっており、経費支出もない。

これについて請求人が、「3人もの有給職員は、議員控え室では勤務できないので、どこで勤務をしているのでしょうか?もし自宅である場合、どのような事務所機能が備わっているのかを、設備名だけでなく、平面図、写真等により具体的に教えて下さい。」と質問したところ、本人は、「自宅の中身は、プライベートエリアであることや防犯上の観点からも公開しておりません。」と回答した。

請求人は、「防犯上の理由は理解しますので、平面図は結構ですが、事務室内の広さや写真、設備名は示せるはずですので、お願いします。」と、再質問したが、回答はなかった。

職員賃金については、高木佳保里(自民)市議は、職員の労働保険料を支払い、領収書(甲27号証)を添付することで、雇用保険加入義務を果たし、架空雇用でないことを証明している。

(3) ポスティング・チラシ印刷・名刺代 25,7210円(甲19-21号証)

イ 会社の存在について

(1) ホームページ等管理費で示したように、請け負い業者のオフィス
コーヴァ・プライアントサービス、ジーピートレーディングは、いずれもHP、タウンページへの電話番号記載、登記簿等、企業実態が把握できず、領収書の架空性だけでなく、会社組織としての実在

自体が疑われる。

また、ポスティングを依頼したクライアントサービスについては、b氏を代表とし、阪神間を中心としたハウスクリーニング、フロアコーティングとしてHPがあるが、ポスティング業務とは明記されていない。

これについて本人は、「そういった業務を行っていることは聞いておりますが詳細は存じません。」と回答している。

ロ ポスティング枚数について

小林氏の選挙区である北区の世帯数は、6,9502世帯（2014年8月1日現在）であり、3万枚以上も加算した10万枚もチラシを刷っている。

通例では、世帯数の7～8割程度の枚数を印刷・配布するのであり、3万枚も余らせるのは不自然である。

本人は、「堺市議会議員ですので全市的に対象としております。」と回答しているが、選挙区である北区内は当然に全戸配布にもかかわらず、北区内の複数の集合住宅で調査した結果、どこも維新の会としてのチラシのポスティングはあったが、議員のものは見た事がないと回答を得ている。

これについて、どこにいつ頃配布されたのかの詳細を質問したが、回答はない。

業者として、依頼主に対し、詳細な作業報告を行うのは当然であり、まして本当にポスティングをしたかどうかを依頼人が確認する手段としても、いつどこに配布したのかは、業者より報告があるものであり、それを説明できないという事は、配布自体が虚偽と疑われる。

5 西田浩延について

返還金額 $37,6740 + 124,8000 = 162,4740$ 円

(1) 自動車リース代 $3,1395 \times 12 = 37,6740$ 円（甲22号証 1-12）

「事務・事務所費」の車のリース料金が、¥6,2790（按分50%）と、他市議に比べ、数倍もの高額な車である。調査により、600万円程度のトヨタクラウンハイブリッドではないかと推定される。

そもそも政務活動費運用指針では、車のリース代は、年額80万円まで許されているが、私用でも利用することから多くの議員が行っているように50%按分と勘案すれば、車両価格では1000万円以上の高級車を利用できることとなり、自費で費用捻出するわけではなく、公費負担

であると勘案すれば、軽四でも不具合がなく、高級車を利用する合理性がない。

(2) 事務所賃貸料 (甲 23・24 号証) 10,4000×12=124,8000 円

社会通念上、このような高額家賃の物件を業として賃貸するのであれば、家主は個人でなく会社化とされると思われるが、企業でなく個人家主 (本人答弁：伯母。尚、不動産業ではなく、当該物件だけを賃貸している) から、家賃 13 万円 (按分 80%、駐車場は更に 2 台分 ¥6000・按分 50%) と高額で借りている。

この金額については、他市議の堺市中心部にある事務所でも、¥10 万程度 (水ノ上 一条通で 20 坪 10.5 万円) であり、高額すぎる。

住所も、堺市議会HPでは美原区太井 309 番地 1 で、領収書では太井 586-2 と異なる表記があり、本人は後者とし、地図 (甲 24 号証) も回答したが、道路に面しておらず、市民も訪問困難な場所にあるように見える。

そして、部屋内の手書き平面図はあるものの、道路から入り口への外見写真等は回答しておらず、プレハブとの情報もあり、家賃 13 万円が相場価格よりも格段に高額である。

また、不動産会社等からではなく、個人 (伯母) から借りている理由について、本人は、立地条件や使い勝手など様々な点を検討して決めたものです、市の中心部に比べて、物件も少なく適当なものが探せなかったものです、としているが、例えば商店街などでも空き店舗がある等、親族所有物件から賃借せねばならない合理的理由はなく、実際の支払金額と領収書に齟齬があると考えられる。

実際に本金額が支払われているかどうかは、伯母の税務証明書等で、議会事務局や監査委員が確認すべきである。

更に駐車場についても 2 台分を賃借し、政務活動費より支出がなされているが、来客ではなく、本人や事務員等の利用のためのものと推察される。

50%按分の理由と、来客数の提示等、資料により本人らが主として使用していないとする説明を行う必要がある。

証拠

米田敏文

甲 1 号証 平成 25 年度事業実施報告書

甲 2 号証 1-31 御茶代領収書

甲 3 号証 1-24 タクシー代領収書

甲 4 号証 スルッとKANSAI 領収書
甲 5 号証 1-18 ETC代領収書
甲 6 号証 第2のふるさとふれあい会領収書
甲 7 号証 1-12 ホームページ委託料
甲 8 号証 1-16 新聞代領収書
甲 9 号証 石油ストーブ代
甲 10 号証 USBメモリー代
甲 11 号証 掛時計・ごみ袋代

佐治功隆

甲 12 号証 平成 26 年 4 月 30 日付 収支報告書
甲 13 号証 1-3 人件費領収書

黒田征樹

甲 14 号証 1-2 堺高石青年会議所 2014 年会費（前後期）領収書

小林由佳

甲 15 号証 平成 26 年 5 月 10 日付 収支報告書
甲 16 号証 平成 25 年度事業実施報告書
甲 17 号証 1-12 ホームページ・サーバー・ネーム管理費、事務代行費領収書
甲 18 号証 1-5 人件費領収書
甲 19 号証 ポスティング費領収書
甲 20 号証 チラシ印刷代領収書
甲 21 号証 名刺代領収書

西田浩延

甲 22 号証 1-12 自動車リース代
甲 23 号証 1-12 事務所賃借料領収書
甲 24 号証 本人提示の事務所所在地 地図

参考証拠

甲 25 号証 1-6 黒田征樹オフィシャルサイト管理費（前後期）・高木佳保里 レンタルサーバー更新料（1 年分）・ドメイン更新料（1 年分）の各領収書
甲 26 号証 高木佳保里 チラシポスティング領収書

これらの支出は、「政務活動費の運用指針」に記載の「(1) 政務活動費執行にあたっての原則」、「⑤ 支出についての説明ができるような書類等が整備されていること」(5P)の指針に基づいて説明がなされるべきであるが、請求人の質問に対しても各議員は合理的説明ができないか、無回答であるので、よって、市長は、上記 5 名の堺市議会議員に対するこれらの支出に関し、返済及び、支出時に遡及して民法に定める年 5%の利息を返還させよ。

以上

(小林議員に係るホームページ管理等の請負事業者の所在地のマンション名を「a」、ポスティング業務の請負事業者の代表者名を「b」と記したほかは、原文のとおり。なお、別紙は省略。)

第 2 監査の実施

1 要件審査及び請求の受理

本件請求は、債権管理の権限を有する市長に、違法に支出された平成25年度の政務活動費の米田議員、佐治議員、黒田議員、小林議員及び西田議員に対する返還請求を怠る事実があることを主張するものと解されることから、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を具備していると認め、平成26年11月17日にこれを受理した。

なお、宮本恵子監査委員、山口典子監査委員は、堺市議会議員として政務活動費の交付を受けている。よって、本件請求は「自己の従事する業務に直接の利害関係のある事件」に当たることから、地方自治法第199条の2の規定により除斥となった。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人から、地方自治法第 242 条第 6 項に規定する証拠の提出及び陳述を行わない旨の申出が平成 26 年 11 月 7 日の監査請求書の提出の際、及び同月 17 日にあったことから、請求人陳述等は実施しなかった。

3 監査対象部局

財政局（財政部 財政課）、議会事務局（総務課）

4 監査対象部局からの事情聴取等

本件について、平成 26 年 11 月 17 日に市長に対して請求に係る意見書の

提出を求めた。また、平成 26 年 12 月 2 日、監査対象部局の職員から、本件請求に関する事実及び意見について事情を聴取した。

それらの概要は以下のとおりである。

(1) 事情を聴取した者

(財政局) 財政局長、財政部長、財政課長ほか

(議会事務局) 議会事務局長、議会事務局次長、議会事務局副理事兼総務課長ほか

(2) 本件請求に関する市長等の意見等

黒田議員は、平成 26 年 11 月 7 日付けで、広報・広聴費(整理番号 25-0812、26-0113) の支出を取り消す旨の収支報告書等の訂正を行った。このことから、残余の額が生じることを確認し、同月 25 日付けで当該額に対する政務活動費の返還を請求し、同月 26 日付けで返還されたことを確認したため、請求人の主張には理由がなくなったものとする。

米田議員は、平成 26 年 11 月 13 日付けで、監査対象となっている御茶代とタクシー代の支出を全額取り消す旨の収支報告書等の訂正を行った。このことから、残余の額が生じることを確認し、同月 25 日付けで当該額に対する政務活動費の返還請求を行った。さらに、同日付けで E T C 代(整理番号 6-10 等)に係る必要書類の提出と、E T C 代(整理番号 5-11のうち平成 26 年 3 月 24 日使用の 2,900 円、整理番号 7-23のうち平成 26 年 5 月 5 日使用及び同 7 日使用の 1 万 6,400 円、整理番号 8-10のうち平成 26 年 6 月 21 日使用の 7,050 円)、スルッと KANSAI 代(整理番号 4-14)、研修費(整理番号 4-23)、事務・事務所費(整理番号 12-15、1-7)の支出を取り消す旨の収支報告書等の訂正を行った。このことから、残余の額が生じることを確認したため、現在、当該支出の返還について手続中である。

請求人が違法であると主張する米田議員の上記以外の支出及び佐治議員、小林議員、西田議員の支出については、堺市議会政務活動費の交付に関する条例第 8 条第 2 項に該当しないと考えられるため、請求人の主張にはそれぞれ理由がないものとする。

ア 米田議員に係る請求人の示す政務活動費(以下「本件政務活動費」という。)について

(ア) 調査研究費の E T C 代のうち、整理番号 4-15 及び 5-11 について、平成 25 年 2 月及び 3 月に使用した分であるため、平成 24 年度の政務調査費及び政務活動費として計上しなければならないため無効である、との請求人の主張については、政務活動費の運用指針では、クレジットカードの利用の場合、クレジットカードを利用した時ではなく、ク

レジットカード発行会社に代金を支払った時を支払日として整理するとされている。整理番号4-15は、平成25年4月10日に支払が行われ、整理番号5-11は、同年5月10日に支払が行われたものであるため、平成25年度の政務活動費を充当することが運用指針に沿った処理となる。

また、ETC代のうち、既に支出を取り消す手続がなされたもの以外の支出について議員に確認したところ、「大阪府庁・大阪市役所・他の行政機関、また、大阪市内で党本部での教育基本条例・職員基本条例等についての勉強会に出席したときに使用した。また、市民の方々からの要望、依頼等があった事例について、個々に調査研究を行うためにその都度利用した。」とのことであった。これらの活動は政務活動に当たるものと考え、違法な支出であるとの請求人の主張には当たらないと考える。

(イ) 広報・広聴費のホームページの委託料について、議員に確認したところ、業務委託契約を締結しており、ホームページの管理以外にも、パソコンやタブレット操作に関する指導等、コンピュータ関連の多岐にわたる内容について担ってもらっているとのことであった。このように、ホームページ管理以外の業務についても委託していることから、一概に高額であるとはいえないと考える。以上のことから、他の議員と比較して高額であるとの請求人の主張には当たらず、よって違法な支出であるとの請求人の主張には理由がないものとする。

(ウ) 資料購入費の新聞代について、議員に確認したところ、産経新聞とサンケイスポーツの2紙を購読しており、サンケイスポーツ購読料に、政務活動費を支出することはできないと考え、50%の按分としていたとのことであった。このことから、サンケイスポーツ購読料には政務活動費が充当されていないと推察されるため、違法な支出であるとの請求人の主張には当たらないものとする。

イ 佐治議員に係る本件政務活動費について

人件費について、議員から提出を受けた資料を確認したところ、請求人が「他市議と比して高額」としている2人の雇用事務員のうち1人は、週6日、平日は7時間、土曜日は3時間の勤務で、基本給18万円となっており、1か月の平均勤務時間が166時間となるため、時給に換算すると約1,084円となっている。また、もう1人については、週5日、1日4時間勤務で、基本給8万円となっており、1か月の平均勤務時間が88時間となるため、時給に換算すると約909円となっている。これらは一般的に見て、高額であるとはいえないと考える。また、2人の雇用事

務員について、雇用契約書、給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）、給与所得者の扶養控除等申告書の写し等を確認しており、これらの書類をもって、雇用実態は確認できたものとする。よって違法な支出であるとの請求人の主張には当たらないとする。

ウ 小林議員に係る本件政務活動費について

(ア) 広報・広聴費のホームページ等管理費について、議員から提出を受けた資料を確認したところ、ホームページの更新は平成 25 年度において月平均 25 回程度実施されていた。月平均 25 回程度の更新を行っているホームページの管理費として、月額 8 万円という金額は、必ずしも高額であるとはいえないとする。よって、違法な支出であるとの請求人の主張には当たらないとする。

また、請負業者であるオフィスコーヴァは個人事業主であり、個人事業の開業に係る届出を所管税務署に対して行っていることが確認できた。このことから、会社組織としての実在自体を疑うとの請求人の主張には当たらないものとする。なお、領収書に記載された住所の末端（マンション名や部屋番号）が省略されていることをもって違法な支出であるとはいえないとする。

(イ) 人件費及び広報・広聴費のアルバイト代について、議員に確認したところ、平成 25 年度に人件費及び広報広聴費から支出している雇用職員は、政策活動を中心に行うスタッフが 1 名と非常勤のアルバイトスタッフが 3 名とのことであった。

まず、政策活動を中心に行うスタッフについては、雇用契約書、労働条件通知書、給与所得の源泉徴収票、平成 25 年度の出勤簿から雇用実態及び勤務実態があるものとする。

次に、非常勤のアルバイトスタッフ 2 名について、労働条件通知書及び平成 25 年度の出勤簿を確認した。業務内容としては、事務作業や、街頭やポスティングによるチラシ配り、また配布するチラシを折る作業などを行っているとのことであった。なお、うち 1 名については、毎月平均 14 日の勤務、ほか 1 名については月に 4～5 回の臨時的な勤務とのことであった。残りの 1 名については、平成 25 年度 8 月及び 9 月にだけ臨時的に業務を担ってもらったとのことであり、他の 2 名のアルバイトスタッフと同様、労働条件通知書及び平成 25 年度の出勤簿を確認した。非常勤のアルバイトスタッフについては、書類や議員からの聞き取り内容を総合的に勘案して、雇用実態及び勤務実態はあるものとする。

なお、議員の事務所については、自宅の一室を使用しており、雇用職員が事務作業を担っているとのことであった。

以上のことから、「違法な支出である」との請求人の主張には当たらないと考える。

(ウ) 広報・広聴費のポスティング費、チラシ印刷代及び名刺代について、ポスティングの請負業者である有限会社プライアントサービス（以下「プライアントサービス」という。）については、同社の登記簿の履歴事項全部証明書により、実在している法人であることを確認した。なお、同社の登記簿の履歴事項全部証明書に記載の会社設立目的に、ポスティング業務に関することは記載されていないが、議員に確認したところ、同社が不動産関係のチラシのポスティング業務を担っていることから、議員のチラシのポスティング業務を担ってもらった、とのことであった。

また、議員に確認したところ、請求人は一つのチラシの配布枚数が10万枚であると認識しているが、正しくは、一つのチラシにつき約5万部の作成で、平成25年度は年2回の作成で、その合計が10万部のことであった。また、ポスティング業務の発注書及び配布完了報告により、ポスティング業務の状況等を確認することができた。このことから、配布自体が虚偽と疑われるとの請求人の主張には理由がなく、違法な支出であるとの請求人の主張には当たらないと考える。

チラシ印刷の請負業者であるオフィスコーヴァについては、個人事業主であることが確認できている。

名刺作成の請負業者である有限会社ジーピートレーディング（以下「ジーピートレーディング」という。）については、プライアントサービスの旧社名であることが、登記簿の閉鎖事項全部証明書により確認できた。なお、閉鎖事項全部証明書によると、平成23年8月30日に社名変更が行われているにも関わらず、平成25年度の日付でジーピートレーディングの社名で領収書が発行されていることについて、議員に確認したところ、先方の発行処理誤りで、本来は現社名であるプライアントサービスで発行しなければならなかったものである、とのお詫びと訂正の書面が先方から提出され、またプライアントサービス社名で領収書を再発行してもらったとのことであった。このことから、社名変更のあった平成23年8月30日以降の日付で、ジーピートレーディングの社名で発行されていた領収書について、差し替えを行う必要があるため、平成26年11月26日付けで、議員から議長に対して、新たに正しい状態の領収書を提出する旨の書面が提出されてい

る。

以上のことから、請求人の領収書の架空性だけでなく、会社組織としての実在自体が疑われるとの主張には理由がなく、違法な支出であるとの請求人の主張には当たらないと考える。

エ 西田議員に係る本件政務活動費について

(ア) 事務・事務所費の自動車リース代について、議員から提出を受けた資料を確認したところ、車種はトヨタのプリウスであり、支払総額は約 226 万円であることが確認できたため、600 万円程度の高額な車であるとの請求人の主張には当たらないと考える。

(イ) 事務・事務所費の事務所賃借料について、議員から提出を受けた資料によると、事務所の賃借料について、議員が交わしている賃貸借契約書には、床面積が 107.9 m²とあり、13 万円という家賃が相場価格よりも格段に高額であるとはいえないと考える。事務所の賃貸借について、親族であってはならない規定はない。また、賃貸借契約書及び領収書をもって、支払の事実を確認できるものとする。

これらのことから、事務所賃借料の支出について、違法な支出であるとの請求人の主張には当たらないものとする。

(ウ) 事務・事務所費の駐車場について、議員本人や事務所員が政務活動を行うために駐車場を賃借し、その駐車場代に政務活動費を計上することは、認められるものであると考える。なお、議員に確認したところ、議員本人の活動実態を勘案して、また来客についても、政務活動以外の内容に関する来客もあるため、50%の按分としているとのことであった。

以上のことから、違法な支出であるとの請求人の主張には当たらないと考える。

5 関係人調査

(1) 米田議員

ア 文書による質問及び回答について

平成 26 年 11 月 17 日に、地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、本件住民監査請求に係る関係人である米田議員に対し、請求人の主張に対する考え及び本件政務活動費の米田議員に係る部分について、政務活動費を充てることができる経費に該当するという明確な説明ができるか文書での回答を求めたところ、同月 26 日に同議員から、次の文書回答があった。

(ア) 会議費の御茶代等(整理番号 4-3 ほか 30 件、計 9 万 2,747 円)及び調

査研究費のタクシー代（整理番号 4-7 ほか 22 件、計 5 万 3,680 円）について、「この支出については、（平成 26 年）11 月 13 日に支出を取り消す手続を行い、11 月 25 日に返還請求に基づく返還金額の納入を行いました。」

- (イ) 調査研究費のスルッとKANSAI 代（整理番号 4-14、2,995 円）について、「ギフトステーション堺東店に行き但し書きを追加していただきました。但し書きを書かずに申し訳ないと言っていただきました。昨年（平成 25 年）の 4 月のことですので使い切ったチケットは残っておりません。政務活動に使ったことは間違いございません。が、それを証明することができないため支出を取り消します。」
- (ウ) 調査研究費の ETC 代（整理番号 4-15 ほか 5 件、計 7 万 3,650 円）について、「ETC 代につきましては、大阪府庁・大阪市役所・他の行政機関、また、大阪市内で党本部での大阪都構想の勉強会に出席したときに使用しております。また、市民の方々からの要望、依頼等があった事例については、個々に調査研究を行い私も議員として資質向上につながる事でもありますのでその都度利用しております。ご指摘を受けております遠方への ETC 使用の件ですが、明細書の中で私的に使用する場合は黒く塗りつぶしておりますが、ご指摘のありました（平成 25 年）3 月 24 日の分 2,900 円、（同年）5 月 5 日から 7 日までの分 1 万 6,400 円、（同年）6 月 21 日の分 7,050 円は削除漏れでありましたので取り消します。」
- (エ) 研修費の NPO 法人第二のふるさとふれあい会総会会費（整理番号 4-23、1 万円）について、「第二のふるさとふれあい会につきましては、各地域の会員の方々と面談し、それぞれ多種多様な要望、陳情、ご意見をお伺いし今後の政務活動に反映していく趣旨で政務活動費として出させていただきましたが、第二部は酒席でありましたのでこの際全額取り消します。」
- (オ) 広報・広聴費のホームページ委託料（整理番号 4-27 ほか 11 件、計 22 万 6,800 円）について、「業務委託契約書を作成して業務を実施しております。なお、業務内容としてホームページの修正、コンピューター操作の指導及び助言、ということになってはいますが、それ以外にも文書校正・制作等に関する助言等多岐にわたって協力依頼をし、ホームページ委託料として支払っております。このようにホームページの修正だけでなく多岐にわたる業務をお願いしているので、他市議のホームページ管理に関する費用と単純に比較することができず、また月額 1 万 8,900 円は適正であると認識しています。」

(カ) 資料購入費の新聞代（整理番号 7-18 ほか 7 件、計 2 万 8,736 円）について、「産経新聞朝夕刊とサンケイスポーツ新聞 2 紙を購入しております。新聞の情報は貴重な参考資料でございますし、政務活動に大変役立つものであると考えております。50%按分としていたのは、サンケイスポーツ新聞に政務活動費を充てることはできないと考えていましたが、両紙の価格の内訳が分からなかったため、請求金額(7,185 円)の半分を充てていたものです。料金の内訳を確認したところ、産経新聞朝夕刊の代金が 3,925 円、サンケイスポーツの代金が 3,260 円ということが分かりました。結果としてサンケイスポーツ新聞に政務活動費が充てられていないことが確認されております。」

(キ) 事務・事務所費の石油ストーブ代（整理番号 12-15、2 万 4,304 円）について、「ガラスファンヒーターを購入いたしました。同じ暖房器具ということで間違えて記載してしまいました。事務所の移転を考え事務所用に 2 台購入いたしました。1 台は使用いたしておりますが、事務所の移転がなかなか思うようにはかどらず 1 台はまだ未使用でございます。領収書の但し書きが抜けておりますのでガラスファンヒーターを購入したという証拠が整いませんので取り消します。」

(ク) 事務・事務所費の USB メモリー代（整理番号 1-7、2,872 円）について、「USB メモリーを購入したことに間違いありません。現物も手元に残っておりますが、商品名の記載が抜けており購入したという証拠が整いませんので取り消します。」

以上のとおり、前記(ア)、(イ)、(ウ)の一部（7 万 3,650 円のうち 2 万 6,350 円）、(エ)、(キ)及び(ク)については、政務活動費を充てることのできる経費に該当するという明確な説明が困難である、(ウ)の一部（7 万 3,650 円のうち 4 万 7,300 円）、(オ)及び(カ)については、政務活動費を充てることのできる経費に該当するという明確な説明ができるとの回答があった。

イ 提出資料について

平成 26 年 11 月 26 日に、同議員から、文書回答とともに、ホームページ修正及びコンピューター関連業務委託契約書、産経新聞及びサンケイスポーツの領収証、返還金（7,815 円）に係る納入通知書兼領収証書の提出を受けた。

ウ 対面による聴き取りについて

平成 26 年 12 月 2 日に、堺市役所高層館 19 階監査室において、米田議員に対し、聴き取り調査を行った。文書回答の内容等について確認したところ、次のような回答があった。

調査研究費のE T C代のうち4万7,300円分、広報・広聴費のホームページ委託料、資料購入費の新聞代については文書回答のとおりである。

サンケイスポーツについては、政務活動費を充てることができないと考えていたが、産経新聞については政務活動で使用して充当できると考え、2紙のうち1紙ということで50%の按分率としていた。これまで、2紙の金額の内訳を把握しておらず、今回、改めて確認を行った。

取消しを行ったものについては、購入したという確信はあるが、どのように何を購入したのか、現時点では証明できないので取り消したものである。

(2) 佐治議員

ア 文書による質問及び回答について

平成26年11月17日に、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、本件住民監査請求に係る関係人である佐治議員に対し、請求人の主張に対する考え及び本件政務活動費の佐治議員に係る部分について、政務活動費を充てることができる経費に該当するという明確な説明ができるか文書での回答を求めたところ、同月26日に同議員から、次の文書回答があった。

人件費(整理番号4-15ほか35件、計191万7,000円)について、「政務活動費の指針に基づいて支出をしていると考えています。請求人と思われる方は、現状の把握もせず、他市議との比較のみで請求されるのは不服に思います。まず、人件費が高額であるとの指摘についてですが、整理番号4-20(18万円)のスタッフについては、平日は1日7時間、土曜日は3時間(月平均166時間)勤務となっており、時給にすると1,084円となっています。このスタッフは、結婚を機に雇用条件を変更し、平均5時間(月平均110時間)で基本給10万5,000円としており、時給は954円となっています。整理番号4-21(8万円)のスタッフについては、1日平均4時間(月平均88時間)勤務となっており、時給は909円となっています。以上のことから、他の議員がどのような時給で雇用しているかは分かりませんが、決して高額とはいえないと考えます。

なお、勤務実態ですが、雇用しているスタッフとは雇用契約を交わしており、また事務所で雇用しているスタッフについては、市に対し給与の支払報告を行っており、提出している資料のとおり市・府民税の特別徴収税額の決定変更通知書も送付されています。参考に事務所の写真を提出するとともに、私が市役所会派控室にいる際に、事務所から送付したメール履歴を勤務実態を示す資料として提出します。

事務所での雇用スタッフの業務内容は、調査研究資料の作成、住民からの要望の取りまとめ、市民相談等の補助、書類の整理、活動報告・市政報告等の配布、パソコン作業などとなっていますが、参考にその成果物を提出します。

最後に、特に質問にはあがっていませんでしたが、整理番号 4-15 のスタッフは、市役所会派控室にて、理事者との取り次ぎなど事務作業全般を行ってもらっています。」

以上のとおり、人件費について、政務活動費を充てることができる経費に該当するという明確な説明ができるとの回答があった。

イ 提出資料について

平成 26 年 11 月 26 日に、同議員から、文書回答とともに、雇用契約書、給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書、給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書、事務所の写真、活動報告書、市政報告会開催のご案内、政党機関紙の号外、電子メールの写しの提出を受けた。

ウ 対面による聴き取りについて

平成 26 年 12 月 2 日に、堺市役所高層館 19 階監査室において、佐治議員に対し、聴き取り調査を行った。文書回答の内容等について確認したところ、次のような回答があった。

事務員の出勤場所は、私の個人事務所である佐治のりたか事務所であり、出退勤の管理方法は、時間を決めて出勤してもらい、時間になったら退勤するという形になっている。出退勤については、記録としては付けてないのは事実だが、私が毎日の確認をしている。

提出した電子メールの写しについては、事務所において、事務員が、委員会なり本会議の当日、私が役所にいる時に発信したものであり、私自ら発信することは不可能ということになるため、事務所に事務員がいるということの証になるのではないかとということで、提出したものである。

社会保険への加入は、いわゆる個人企業で、5 人以下の場合は、強制的に入らなくてはならないということにはならないと認識をしており、私の場合は 5 人以下の個人事業ということで、必要はないと認識していた。雇用保険については、親族に当たるため、親族の場合は雇用保険の対象にはならないと税理士からも聞いていたため入っていない。

2 万円又は 1 万 7,000 円の職員については、議会の控室の職員であり、時間が不規則なため、昼の休憩といった定めはなく、随時休憩をしても

らっており、雇用契約書に休憩時間は記載していない。会派が7人のときは1人2万円で、9人になってからは1人1万7,000円になっている。会派全員の事務関係をやってもらっており、私一人の分に対しては、2万円若しくは1万7,000円という形で、賃金水準を設定したものである。

提出した「佐治のりたか活動報告書（平成25年3月20日）」及び「佐治のりたか市政報告会開催のご案内（平成26年9月吉日）」については、活動報告会などを定期的に行っており、資料として残っている分を提出させてもらったが、以前に作成したそのほかの分は全て廃棄したため残っていない。活動報告会の資料の整理、作成、報告会での受付、案内、配布を2人の職員が行っているため、添付したものである。配布については、地元を歩きながら配ってもらっている。

政党機関紙の号外については、発行所が政党本部となっているが、内容が活動報告、また、政策を記載したものとなっており、その資料集めや、文書の作成、レイアウト、写真等の編集を事務員が行っている。議会の会派控室の職員は関わっていない。

エ 追加資料の提出について

平成26年12月8日に、同議員から、堺市議会における同議員の所属する会派の控室に配置する職員に関する申合せ（平成23年5月1日付け及び平成25年10月1日付け）及び事務所における応対メモの追加提出を受けた。

(3) 黒田議員

ア 文書による質問及び回答について

平成26年11月17日に、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、本件住民監査請求に係る関係人である黒田議員に対し、請求人の主張に対する考え及び本件政務活動費の黒田議員に係る部分について、政務活動費を充てることのできる経費に該当するという明確な説明ができるか文書での回答を求めたところ、同月26日に同議員から、次の文書回答があった。

広報・広聴費の堺高石JC会費等（整理番号25-0812ほか1件、計10万7,240円）について、「当該支出については、本市議会が定める運用指針に基づき、政務活動に要した費用として適正に支出していたものと考えているが、他都市の政務活動費の運用等に鑑み、自主的に修正等を行うべきと判断し、平成26年11月7日に議長に対し、支出を取り消す旨の処理を行ったものです。なお、この支出の結果生じる返還金は、11月26日に納入いたしました。」

イ 提出資料について

平成 26 年 11 月 26 日に、同議員から、文書回答とともに、返還金（24 万 4,892 円）に係る納入通知書兼領収証書の提出を受けた。

ウ 対面による聴き取りについて

平成 26 年 12 月 2 日に、堺市役所高層館 19 階監査室において、黒田議員に対し、聴き取り調査を行った。文書回答の内容等について確認したところ、次のような回答があった。

広報・広聴費の堺高石 J C 会費等の支出については、他都市の政務活動費の運用等に鑑み、政務活動費を充てることができない経費であると判断したため、取消しを行ったものである。

(4) 小林議員

ア 文書による質問及び回答について

平成 26 年 11 月 17 日に、地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、本件住民監査請求に係る関係人である小林議員に対し、請求人の主張に対する考え及び本件政務活動費の小林議員に係る部分について、政務活動費を充てることができる経費に該当するという明確な説明ができるか文書での回答を求めたところ、同月 26 日に同議員から、次の文書回答があった。

(ア) 広報・広聴費のホームページ管理費等(整理番号 02 ほか 11 件、計 48 万円)について、「ホームページの管理費用として高額すぎるとのご指摘に対してでございますが、契約書および関係資料として一般他社 4 社の比較資料を添付させていただきます。インターネット検索で「ホームページ管理」と検索を行い表示された、上位 4 社のホームページ管理・更新の料金表を確認させていただきました。私のホームページは昨年度確認できるだけで 296 回更新されております。月平均にいたしますと 25 回程度の更新が行われております。この回数は、現在もホームページ上から確認できます。それ以外にも履歴の残らない部分の更新、例えばリンクの変更やバナーの貼付けなども含めると、年 300 回以上の更新が行われております。この更新内容を他社と比較させていただきますと、例えばある事業者であれば、ホームページ保守管理として、更新頻度が週 5 回（月 20 回程度）の場合、月額 10 万 8,000 円であります。他の 3 社も含め、1 回あたりの更新費用は 5,000 円程度が相場であり、それらの料金と比較をしても月 8 万円は妥当であり高額であるとは考えておりません。

また、請負業者のオフィスコーヴァが会社組織としての实在自体が

疑われる、というご意見に関してですが、「オフィスコーヴァは個人事業主ですので登記はありません。なお、ホームページの作成及びタウンページへの電話番号記載は、その必要がないため行っておりません。」とのことでした。また、領収書の住所記載については、「弊社の都合により部屋番号を省略していますが、これをもって領収書がただちに無効となるとは考えておりません。ただし、必要な場合は速やかに修正いたします。」とのことでした。挙証資料として、提供いただいた開業届のコピーを添付いたします。」

(イ) 人件費（整理番号 06 ほか 10 件、計 169 万 4,000 円）について、「自宅事務所について、写真を添付しておりますのでご確認をお願いいたします。自宅の電話とは別に回線を引き込みファックスの受信も可能です。その番号については日常使用している名刺に記載しておりますので資料として提出いたします。

議員控室を事務所として公開している理由ですが、前職がタレントということや自身の選挙中などにも不審人物が選挙事務所に来たり、ポスターへの嫌がらせ行為があり警察を呼んだりした経緯もありましたので安全の為、自宅を非公開にしております。

次に、スタッフについてですが、まず、政策活動を中心に行うスタッフを 1 名雇用しており、この者に固定の人件費として月 22 万円を支払っております。このスタッフの雇用実態、勤務実態を示す書類として、雇用契約書、労働条件通知書、源泉徴収票、源泉所得税の領収書及び平成 25 年の出勤簿を提出いたします。

業務内容についてですが、私の指示により、調査および情報収集を行い、委員会や議会の答弁の作成、政策提言を行うことを主な業務としており、また議会事務局や各部局とのやり取りも行ってもらっております。その業務の特性上、電話、メールなどにより通信可能な状況下であれば、事務所への出勤を義務とするものではないものとしております。ほぼ毎日のように電話などで連絡を取り合っておりますし、打合せ等は、その時の都合により場所を決め、待ち合わせの上行います。業務実態の挙証資料となるかどうかは分かりませんが、スタッフと私、または議会事務局とのメールのやり取りの記録の一部を提出いたします。

なお、雇用保険への加入に関するご質問ですが、このスタッフ自身が株式会社の代表となっておりますので、雇用保険には加入できないという認識でございましたので手続をしておりませんでした。本来必要となるものでしたら以後改め対処するようにいたします。」

(ウ) 広報・広聴費のアルバイト代(整理番号 05 ほか 18 件、計 77 万 8,000 円)について、「アルバイトスタッフですが、平成 25 年度は通年で 2 名おりました。このスタッフの雇用実態、勤務実態を示す書類として、労働条件通知書及び平成 25 年度の出勤簿を提出いたします。主な仕事は、事務作業、街頭やポスティングによるチラシ配りで、チラシを折るなどの軽作業も行ってもらっています。配布物は市政報告ビラ、党派によるチラシ、党の広報ビラなどで、事業実施報告書の 2 番目に記載のある、「4 月から 3 月までの期間で約 5 万部を手配りで配布した」という部分にあたります。資料として、手元に残っている過去の配布物を添付します。なお、政務活動以外の活動も担っているため、50% の按分としており、1 回あたりの勤務時間は 7 時間を基本としています。

給与は 1 名は日当 6,000 円で交通費として月 8,000 円を支払っております。出勤日数は定めていませんが、月 10 回以上は来ていただくことを口頭で依頼しており、出勤日数に応じてアルバイト代の支払をしております。もう 1 名は日当 8,000 円で月に数回来ていただいております。金額が違う理由は 8,000 円を支払っている方は、車を持ち込みで来ていただいておりますので、交通費を含めてその金額となっております。同じく、出勤日数に応じて、2、3 か月分まとめて、アルバイト代の支払をしております。もう 1 名、平成 25 年度の 8 月、9 月に雇用しておりました。私が出産直後であったため、街頭での活動報告や政務活動の補助などを行ってもらいました。このスタッフの雇用実態、勤務実態を示す書類として、労働条件通知書及び平成 25 年度の出勤簿を提出いたします。なお、政務活動以外の活動も担っているため、50% の按分としています。」

(エ) 広報・広聴費のポスティング費、チラシ印刷代、名刺代(整理番号 56、53、37、計 25 万 7,210 円)について、「請負業者のオフィスコーヴァ、プライアントサービス、ジーピートレーディングについて、会社組織としての実在自体が疑われる、という質問ですが、まず、オフィスコーヴァは(ア)で回答したとおりです。

次にプライアントサービスについてですが、提出資料のとおり、登記を確認し、会社の実在を確認いたしました。また、プライアントサービスがポスティング業務を行っているかという点については、実際に私が平成 25 年度に二度発注した際の発注書と配布完了報告を提出します。

最後にジーピートレーディングについてですが、平成 23 年 8 月 30

日にプライアントサービスに社名変更する前の社名であることが分かりました。このことについてジーピートレーディングの閉鎖事項全部証明書を提出します。このことにより、ジーピートレーディング社の名前による領収書は、全て旧社名による古い領収書により発行していたものであることが分かりました。直ちに訂正を依頼し、二度とこのようなミスのないよう強くお願いすると共に、お詫び文と領収書の再発行をしていただきました。

ポスティング枚数についてですが、こちらは前年度の事業実施報告書をもとにご質問されているとのことでした。この事業実施報告書に記載されている内容は、5月と1月の2回に、計10万部を業者に依頼し配布したものとなっており、1回あたりの配布数は約5万部となります。質問者は、1回の配布数を10万部と勘違いしており、そのことはメールにて一度返答させていただいております。

次に、全市的に対象としていると答えた意図としては、配布業者には堺市北区での配布を依頼していますが、業者からその配布過程で隣接する堺区、東区、西区、中区へ投函されてしまうことがありますとのことでしたので、堺市議会議員ですので堺市内であればそういったことがあっても問題ありませんと答えたということを伝えるものでございます。なお、配布実態を示す資料として、先程も示しました、ポスティング発注書と配布完了報告書を提出いたします。」

以上のとおり、小林議員に係る本件政務活動費については、政務活動費を充てることができる経費に該当するという明確な説明ができるとの回答があった。

イ 提出資料について

平成26年11月26日に、同議員から、文書回答とともに、ホームページ管理・更新業務委託契約書、同議員のホームページの写し、ホームページ管理・更新の他社の料金表等の資料、オフィスコーヴァの個人事業の開業・廃業等届出書、同議員の自宅事務所の写真、名刺、雇用契約書、労働条件通知書、源泉徴収票、源泉所得税の領収証書、平成25年度の出勤簿、電子メールの写し、同議員の議会報告、政党の機関紙、プライアントサービスの登記簿の履歴事項全部証明書及び閉鎖事項全部証明書（以下「商業登記簿」という。）、ポスティングの発注書、配布完了報告書の提出を受けた。

ウ 対面による聴き取りについて

平成26年12月2日に、堺市役所高層館19階監査室において、小林議員に対し、聴き取り調査を行った。文書回答の内容等について確認した

ところ、次のような回答があった。

(ア) 領収書に記載しているホームページ管理費とは、ホームページを維持管理する費用で、固定でかかってくるものである。サーバー管理費とは、サーバーの維持管理費用、サーバーはデータ保管などに使用しているものである。ネーム管理費とは、使用しているアドレスのドメインの管理費用である。事務代行費とは、ホームページの代行更新費用となっている。

公式ホームページを平成 25 年度に 296 回更新した内容について、小林議員の指示する内容や、子育て、堺の観光振興などの役所からの重要なお知らせなど、また、同議員の行った視察、委員会のレポートなどについて、同議員から写真と記事の内容を送り、それを編集して更新してもらっている。

個人事業主であるオフィスコーヴァのホームページ管理費等の業務に係る領収書に代表者の記名・押印がないことについて、オフィスコーヴァの名前で開業届（平成 24 年 4 月 16 日に税務署に提出し、受付されている個人事業の開業・廃業等届出書）を届出しており、問題はないと思っている。また、法的に発行者の押印は必要ないと認識していた。

オフィスコーヴァは、人件費として給与を支払っている者（以下「A 氏」という。）が個人事業主となっているが、オフィスコーヴァは一人で事業を行っているのかについて、本人以外も作業をしていると聞いている。

月 22 万円の人件費とは別に、オフィスコーヴァにホームページ管理等の業務を依頼した理由・経過について、同議員が議員になる前からインターネット関連の業務をお願いしており、当選後に、先方からの希望でその部分は会社の仕事として分けさせて欲しいという要望があったため、別にしたものである。

ホームページ管理等の業務として、オフィスコーヴァに依頼している情報収集は、A 氏との間の雇用契約書に記載されている秘書業務には含まれないのか、また、人件費とホームページ管理等の経費が重複した支出となっていないかについて、会合など、同議員の代理出席も行ってもらったこともあるが、ホームページの更新は別の業務になる。ホームページの更新は時間外に行ってもらっているため、政務活動との重複はないと考えている。また、ホームページの管理更新作業というのは、A 氏以外の者も行っていると聞いており、重複した支出とはなっていないものと考えている。資料として昨年度のホームページ更

新がされた時間が載っているものを提出しているが、朝方や、午後 9 時などに更新されている。

- (イ) 人件費として給与を支払っている A 氏の勤務場所、業務内容、雇用実態、勤務実態について、勤務場所としては、同議員の自宅事務所、外で待ち合わせて打合せをする、役所の控室に来てもらうなどであり、主な業務内容は、議会、委員会での同議員の質問の資料作り、それに伴う調査活動、また、会合の代理出席、雑用などである。

平成 25 年 9 月分の給与の支払がない理由について、堺市長選挙があり、A 氏からその手伝いに行きたいとの申出があり、産休中であつた同議員から給料をもらいながら選挙の活動、選挙の手伝いをしているのは批判も受けかねないことから、1 か月間は、休んでいただいた。

A 氏の雇用保険への加入に関し、A 氏は、オフィスコーヴァ以外の株式会社の代表も務めているという文書回答があつたことについて、オフィスコーヴァ以外の株式会社の代表も務めていると聞いており、膳本もあげてもらっている。

出勤簿に押印されている「済」のゴム印については、当初から A 氏本人に押印してもらつており、勤務状況については、電話で確認を取ることが多く、タイムカードなどによる時間管理はしていない。出勤簿は、A 氏本人が持っている。

- (ウ) 広報・広聴費のアルバイト代に関し、雇用している 3 人それぞれの勤務場所、業務内容、雇用実態、勤務実態について、一人目（以下「B 氏」という。）については、事務所に来てもらつたり、外回り、その他 B 氏の自宅でのチラシ折り、袋詰めなどの作業をしている。業務内容としては、ポスティング、街頭での配布、チラシ折り作業、袋詰め作業になる。二人目（以下「C 氏」という。）については、事務所と外回り、業務内容はポスティングや、街頭での配布である。三人目（以下「D 氏」という。）については、指定する場所に来てもらっている。業務内容は、同議員の市政報告の街頭での配布、駅前・スーパー前などでの配布である。

アルバイトの主な仕事と回答のあつた事務作業、街頭やポスティングによるチラシ配り、チラシを折るなどの軽作業について、平成 25 年度にいつ、何回行ったのか、また、配布したチラシがどのようなものかについて、細かい記録を残しておらず、正確に何回行ったかというのは分かりかねるが、(平成 26 年) 2 月のカレンダーを見るとによると、出勤してもらつた 5 割から 7 割がポスティングや外に出て

いるということは分かっている。配布したチラシというのは、市政報告ビラとか会派のチラシ、党のチラシで残っていたものを事前に提出している。その他、後援会の方にチラシを配ったりもしてもらっている。

カレンダーへの勤務状況の記載は、アルバイト本人に任せている。また、提出した平成26年2月分以外のものは残っていない。

出勤簿に押印されている「済」のゴム印については、当初からアルバイト本人に押印してもらっており、勤務状況については、電話で確認を取ることが多く、タイムカードなどによる時間管理はしていない。また、超過勤務の申出があったことはない。出勤簿は、アルバイト本人が持っている。

アルバイト代の支出が、プライアントサービスに発注したポスティング業務と重複した支出となっていないかについて、プライアントサービスに発注し、ポスティングで配っているのは、市政報告ビラであり、北区の世帯数に対して5万部の配布で、全てに行き届いているわけではない。市政報告以外にも堺の会派のチラシであったり、党のチラシをアルバイトの人に配っていただいたり、ご近所や親しいお宅には指定して袋詰めしてもらい、それをポスティングしてもらっている。

アルバイトによるポスティングと、プライアントサービスに発注したポスティングをどのように区別しているのかという再度の確認のための質問に対し、プライアントサービスに依頼しているポスティングは、同議員の市政報告であり、アルバイトに頼んでいるのは、党のチラシや、会派のチラシであり、その他、袋に詰めてもらって後援会などの家に投函してもらっており、そういう意味では区別している。党のチラシは街頭で配布してもらうこともある。ポスティング業者には、市政報告の配布を依頼しており、党のチラシなどは、自宅の事務所に届くため、それをアルバイトの人達に渡して配ってもらっている。配るビラが違うことから、重複していないと考えている。

人件費及びアルバイト代について、監査請求書には、監査請求人の質問に対し、雇用契約等はないと回答したという記載があるが、文書回答には、雇用契約書、労働条件通知書、出勤簿が添付されていたことについて、雇用契約書を結んでいるのはA氏との間であるが、ほかのアルバイトとは雇用契約書を交わしていなかったため、A氏と交わしていたということを全く忘れていた。労働条件通知書は、請求人の質問にあった雇用契約書、就業記録等には当たらないと考えていた。出勤簿については、その後の請求人さんの再質問に対し、勤怠を示す

ものを適正に処理しているというふうに回答している。

人件費及びアルバイト代に係る出勤簿の確認者の欄に押印されている同議員の確認印は何を確認したものかについて、月ごとの出勤数を数え、何回来てもらったという自分の確認のために押印したものである。

(エ) 広報・広聴費のポスティング費の契約内容、業務内容、業務の実績について、クライアントサービスは、不動産関連の仕事の延長でポスティング業務をしていると聞いていたため、仕事を依頼した。北区に対して配布を依頼し、実際の配布部数は世帯数の80%になるということであったため、業者の算出してきた約5万1,000部を依頼した。印刷物を直接業者に送ってもらって、残りは事務所に届けてもらうということで、実際は、5万2,000部送付した。発注書は、回答と併せて提出している。

広報・広聴費のチラシ印刷代の契約内容、業務内容、業務の実績について、市政報告ビラを4月と12月に7万部作成した。請求書を追加提出する。

チラシ印刷を請け負ったオフィスコーヴァは、人件費を支払っているA氏が代表だが、月22万円の人件費とは別に、オフィスコーヴァにチラシ印刷を依頼した理由・経過について、オフィスコーヴァは、以前からデザインや印刷などの制作業務を行っているということは知っており、以前、違う業者に頼んだところ、出来上がりが同議員のイメージとは違っていたこと、期間が長かったことから、オフィスコーヴァに依頼した。また、同議員の趣味嗜好を一番理解しているA氏に依頼するのが合理的であると考えたため発注した。

人件費とチラシ印刷代が重複した支出となっていないかについて、チラシの作成業務というのは秘書業務や政策アドバイザーの業務に含まれないと考えている。制作業務をオフィスコーヴァで行っている以上、それに対して支払を行うべきと考えた。

広報・広聴費の名刺代の契約内容、業務内容、業務の実績について、発注書を追加で提出する。この発注は一回目の分であり、デザイン費が含まれているが、二回目からはデザイン費を引いた額になる。

文書回答において、名刺作成業務を請け負ったジーピートレーディングは、ポスティング業務を請け負ったクライアントサービスの社名変更する前の社名であり、ジーピートレーディング社の名前による領収書は全て旧社名による古い領収書により発行していることが分かっていたため、直ちに訂正を依頼した、とのことであったが、同社に名刺

作成を依頼した理由・経緯について、同社の前代表者から、名刺の作成は、同社の得意分野であり、任せてもらいたいという話があり依頼した。今までに特に問題がなかったため、そのまま任せていた。

(5) 西田議員

ア 文書による質問及び回答について

平成 26 年 11 月 17 日に、地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、本件住民監査請求に係る関係人である西田議員に対し、請求人の主張に対する考え及び本件政務活動費の西田議員に係る部分について、政務活動費を充てることができる経費に該当するという明確な説明ができるか文書での回答を求めたところ、同月 26 日に同議員から、次の文書回答があった。

(ア) 事務・事務所費の自動車リース代(整理番号 4-4 ほか 11 件、計 37 万 6,740 円)について、「実際の契約及び使用している車種はトヨタのプリウスであり、価格も(請求人が主張する高級車の)約半値の一般的な車であると思いますので、決して指摘されているような高級車ではありません。なお、リース代 6 万 2,790 円(按分 50%)、3 万 1,395 円×12 か月=37 万 6,740 円につきましては、できるだけ任期中に契約を終われるよう 3 年契約としたこともあり若干割高になっている部分もあるかと思いますが、本市議会が定めている運用指針に規定している年間上限金額である 80 万円以内となっています。」

(イ) 事務・事務所費の事務所貸借料(整理番号 4-7 ほか 11 件、計 124 万 8,000 円)について、「物件の価格比較については、様々な条件が異なることから一概に単純比較はできないと思いますが、請求人の主張に沿って坪単価の比較をしますと、西田事務所は 32.68 坪であり、坪単価約 4,000 円です。インターネット上で美原区の貸事務所の坪単価を調べますと、5 件の平均が 4,980 円ですので、事務所の坪単価として比較するとそれよりも約 1,000 円程度安いと思います。よって、指摘されているような格段に高額ではありません。

住所の表記の違いについて、美原区太井 309-1 は自宅住所で、美原区太井 586-2 は事務所の所在地です。ホームページには事務所の所在地は表記しておらず、自宅の住所を表記していますので混同されたものと思います。

プレハブとの情報もある、とのご指摘に関しましては、確かにプレハブ建て 1 戸と木造平屋建て 1 戸の組合せで賃借しており、面積的には、プレハブ 20.07 m²(約 6.08 坪)、木造平屋建て 87.8 m²(26.6 坪)

であり、比率は、約プレハブ 1 対木造 4 です。なお、プレハブには、トイレ、洗面、給湯設備がなくそれを有している木造平屋建てとセットで借受けしているものです。

この物件を賃借した理由について、「立地条件や使い勝手など様々な点を考慮して決めたものであり、市の中心部に比べて、物件も少なく適当なものが探せなかったもの」との私の主張に、合理的理由はない、とのことですが、もう少し詳しく申しますと、私の申す立地条件とは、自分の居住しているところからあまり遠くない、適当な価格である、近辺に駐車場がある、他の市議事務所に近接しない、方角（論理的根拠はありませんが、実際には影響を受けます。）、そして、その他付近の環境、などが挙げられます。また、4 年前、選挙事務所を設置するに当たり、建築基準法の関係から、近辺に選挙事務所を設けることが出来ず、仕方なく自宅から約 1.5 キロ程離れたところに設けることになりましたが、居住地区の周囲からは「何故、村から離れたところに持って行ったのか？」との批判的な言葉も聞こえてきたような地域事情もございます。以上のような状況のなか、様々な点を考慮して、適当な所として判断した物件が現在の事務所ということになります。親族が所有する物件であるからそれを賃借した、というものではないことをご理解頂きたいと思います。

支払については、毎月月末の平日（12 月は 27 日）とし、訪問または来宅時に手渡しをし、領収書をいただいています。」

- (ウ) 事務・事務所費の事務所駐車場貸借料（整理番号 4-6 ほか 11 件、計 7 万 2,000 円）について、「2 台分の内、1 台分は私が使用するリースの車で、もう 1 台分は来客用です（付近の道路は道幅が狭く車を止めるところがないので来客用の駐車場はぜひとも必要です。）。按分率 50%については、リース契約車用駐車場については、政務活動とその他の活動の実態を勘案して、50%の按分をしました。他方、来客用駐車場については、本来 100%計上することも可能とは考えましたが、政務活動以外の来客もないわけではないと考え、あえて按分率を 50%としました。また、来客用駐車場を言い換えれば目的外使用をしているのではないかとのご指摘につきましては、そのようなことはありません。理由付けとしましては、この駐車場では実際には 3 台分借りており 1 台分は家族の者が使用しており、当然政務活動費の請求対象にしておりません。その様な状況ですので、賃借している来客用の駐車場を使用する必要はありませんので来客用駐車場は来客時以外、常時空いている状況です。」

以上のとおり、(ア)から(ウ)までの支出について、政務活動費を充てることができる経費に該当するという明確な説明ができるとの回答があった。

イ 提出資料について

平成 26 年 11 月 26 日に、同議員から、文書回答とともに、自動車リース注文契約書、リース支払明細書、自動車車検証、建物賃貸借契約書、建物平面図、堺市美原区内の賃貸事務所物件・賃貸店舗物件情報、駐車場使用賃貸借契約書、周辺地図、事務所及び駐車場の写真の提出を受けた。

ウ 対面による聴き取りについて

平成 26 年 12 月 2 日に、堺市役所高層館 19 階監査室において、西田議員に対し、聴き取り調査を行った。文書回答の内容等について確認したところ、次のような回答があった。

(ア) 事務所は、親族から借りているとのことであるが、当該物件を事務所として賃借した理由・経緯について、立地条件や使い勝手などの点を考慮して、不動産業者や知人等に対し、10 件ほど当たったが、金額面やその他の条件面で、ほかに適切な物件がなく、現事務所を借りたものである。

賃借料が妥当であると考える理由・根拠については、文書回答のとおりである。

建物 32.68 坪全体を政務活動用等の事務所として使用しているかについて、建物のうち、洗濯場のある風呂場及び物置兼焚口が 2.7 坪ほどあり、その部分は使用していない。建物の広さについて、ここまでの広さは必要ないかもしれないが、ほかに適当な物件がなくやむを得ない。

利用頻度について、チェックをしているわけではないが、市政報告会等で月 10 回程度利用している。プレハブのほうに月曜日から金曜日まで事務員が勤務している。プレハブのほうにはトイレや給湯設備がなく、木造のほうも併せて借り受けた。電話設備はプレハブのほうにある。

(イ) 車のリースについては、支払総額は 3 年で約 226 万円であり、期間終了後の買取りもできないと聞いている。

(ウ) 駐車場の貸主は親族ではない。

エ 追加資料の提出について

平成 26 年 12 月 9 日に、同議員から、月 2 回程度開催している市民との話し合いの場（定例フォーラムと称する勉強会）や、随時開催する議

会報告、市政報告等に用いた資料の一部の提出を受けた。

第3 監査の結果

1 本件の監査対象事項

住民監査請求書の記載から、請求人は、米田議員、佐治議員、黒田議員、小林議員及び西田議員に係る本件政務活動費は、違法に支出されたものであるとして、監査委員が市長に対し違法な支出の返済及び民法に定める年5%の利息の返還を求めるなど必要な措置を講ずる勧告をするよう求めている。

以上のことから、米田議員、佐治議員、黒田議員、小林議員及び西田議員に係る本件政務活動費は、違法に支出されたものかどうか、その結果、市長は米田議員、佐治議員、黒田議員、小林議員及び西田議員に返還請求をすべきかどうかを監査対象事項とした。

2 政務活動費の制度について

(1) 政務活動費の規定について

ア 地方自治制度において対等の立場で相互のチェック・アンド・バランスにより行政運営を行う首長と議会の関係からすると、議会や議員の活動は、首長の支配、干渉を受けないことが保障されなければならない。よって、地方議会の活性化のために議員の調査研究その他の活動の基盤の充実を図る観点から制度化された政務活動費の用途については、会派や議員の自主的な判断に委ねられ、広範な裁量が認められていると考えられる。

イ 堺市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）においては、(ア) 政務活動費は、本市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として議会における会派（所属する議員が1人の場合を含む。）又は議員に対して、議員1人当たり月額30万円が交付されること（条例第1条、第2条及び第3条第1項）、(イ) 会派及び議員は、政務活動費を、調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に充てることができるものとし、交際費、選挙活動経費、政党活動経費、後援会活動経費、私的活動経費に充ててはならないこと（条例第5条第1項、第2項及び第3項）が規定されている。

ウ そして、政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び経理責任者並び

に議員は、規則で定める様式により、前年度の交付に係る政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、その支出に係る領収書の写しその他の証拠書類の写しとともに、毎年5月10日までに議長に提出しなければならない(条例第7条第1項及び第2項)、議長は速やかにその写しを市長に送付しなければならない(条例第7条第4項)とされている。

エ 市長は、政務活動費の交付を受けた会派又は議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額からその年度において第5条に定める政務活動に充てることができる経費として支出した総額を控除して残余の額がある場合は、当該額に相当する額の政務活動費の返還を当該会派又は議員に命じなければならない(条例第8条第1項)とされている。

また、市長は、政務活動費の交付を受けた会派又は議員の政務活動費の使途が、条例第5条の規定に明らかに違反していると認める場合は、当該違反して支出された額に相当する額の政務活動費の返還を当該会派又は議員に命じなければならない(条例第8条第2項)とされている。

オ なお、条例及び規則の改正が施行されるに当たり、堺市議会として一定の統一的基準を持つことが必要であることから、政務活動及びその経費の範囲の基本指針、政務活動費を充てることができる経費の範囲の考え方、領収書及び会計書類等の留意事項などを示した「政務活動費の運用指針」(以下「運用指針」という。)が平成25年3月1日から改正施行されている。

カ これらの規定から、本市において政務活動費の支出が違法不当となるのは、政務活動費の使途が条例第5条の規定に明らかに違反している場合であると考えられる。

3 米田議員に係る本件政務活動費について

(1) 平成25年度の米田議員に係る本件政務活動費を含む政務活動費の返還の流れ

ア 平成26年11月13日

米田議員が市議会議長あて、収支報告書及びその支出に係る領収書の写しその他の証拠書類の写し(以下「収支報告書等」という。)の訂正報告書を提出

(訂正内容)

平成25年度の政務活動費のうち、本件政務活動費を含む会議費の御茶代等(整理番号4-3ほか30件、計9万2,747円)、調査研究費のタクシー代(整理番号4-7ほか22件、計5万3,680円)、会議費の茶菓子

代（整理番号 1-25、7,816 円）の支出を取消し

そのほか、平成 23 年度（5 月分から 3 月分まで）及び平成 24 年度（4 月から 2 月分まで）の政務調査費、平成 24 年度（3 月分）の政務活動費のうち、御茶代等及びタクシー代、合計 23 万 1,130 円を取消し

イ 同月 17 日

市議会議長から市長あて、収支報告書等の訂正報告書（写し）を送付

ウ 前記「ア」の訂正報告により、同議員の平成 25 年度の政務活動費に係る収支報告書の支出決算額は、374 万 6,428 円から 359 万 2,185 円（15 万 4,243 円の減額）となり、交付額の 360 万円を下回ったため、7,815 円の返還が生じている。

なお、平成 23 年度及び平成 24 年度の政務調査費及び政務活動費については、訂正後の収支報告書の支出決算額が、交付額を上回ったため、返還額は生じていない。

エ 同月 25 日

市長が、収支報告書等の訂正により、平成 25 年度の政務活動費に返還額があることを確認し、条例第 8 条第 1 項に基づき、同議員あて、返還請求

返還金額 平成 25 年度分政務活動費 7,815 円

オ 同日

同議員が前記「エ」の請求額全額（7,815 円）を納付

カ 同日

同議員が市議会議長あて、収支報告書等の訂正報告書を提出
（訂正内容）

平成 25 年度の政務活動費のうち、調査研究費のスルッと K A N S A I 代（整理番号 4-14、2,995 円）、調査研究費の E T C 代（整理番号 4-15 ほか 5 件、7 万 3,650 円）のうちの一部（2 万 6,350 円）、研修費の N P O 法人第二のふるさとふれあい会総会会費（整理番号 4-23、1 万円）、事務・事務所費の石油ストーブ代（整理番号 12-15、2 万 4,304 円）、事務・事務所費の U S B メモリー代（整理番号 1-7、2,872 円）の支出を取消し

キ 同月 26 日

市議会議長から市長あて、収支報告書等の訂正報告書（写し）を送付

ク 同年 12 月 9 日

同議員が市議会議長あて、収支報告書等の訂正報告書を提出
（訂正内容）

平成 25 年度の政務活動費のうち、本件政務活動費を含む資料購入費

の新聞代(整理番号 7-18 ほか 11 件、計 4 万 3,104 円…産経新聞及びサンケイスポーツの購読料 8 万 6,220 円の 50%相当分)について、サンケイスポーツ分 1 万 9,560 円を取り消し、産経新聞の購読料 4 万 7,100 円の 50%に相当する 2 万 3,544 円のみを政務活動費に充当(この結果、平成 25 年度の資料購入費の新聞代のうち政務活動費に充当した経費 1 万 9,560 円を取り消し)

ケ 同月 12 日

市議会議長から市長あて、収支報告書等の訂正報告書(写し)を送付

コ 前記「カ」及び「ク」の訂正報告により、同議員の平成 25 年度の政務活動費に係る収支報告書の支出決算額は、359 万 2,185 円から 350 万 6,104 円となり、減額分全額の 8 万 6,081 円(「カ」については 6 万 6,521 円、「ク」については 1 万 9,560 円)の返還が生じている。

なお、平成 23 年度及び平成 24 年度の政務調査費及び政務活動費については、訂正後の収支報告書の支出決算額が、交付額を上回ったため、返還額は生じていない。

サ 同月 18 日

市長が、前記「カ」及び「ク」の収支報告書等の訂正により返還額があることを確認し、条例第 8 条第 1 項に基づき、同議員あて、返還請求
返還金額 8 万 6,081 円

シ 同日

同議員が前記「サ」の請求額全額(8 万 6,081 円)を納付

ス 同月 19 日

市長が、同議員に前記「エ」及び「サ」の返還額に係る遅延損害金を請求

請求額 2,803 円(「エ」については 210 円、「サ」については 2,593 円)

※ 各年度の政務調査費又は政務活動費の収支報告書の提出期限の翌日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合で算定

セ 同日

同議員が前記「ス」の請求額全額(2,803 円)を納付

(2) 米田議員に係る本件政務活動費についての検討

ア 米田議員から三度の収支報告書等の訂正報告があり、市長は、平成 26 年 11 月 25 日及び同年 12 月 18 日に条例第 8 条第 1 項に基づき、同議員の平成 25 年度の政務活動費のうち、本件政務活動費に係る返還額を含む 9 万 3,896 円につき返還請求し、また、これに係る遅延損害金 2,803 円を同議員に請求している。なお、これらは、同年 12 月 19 日までに請求

額全額が納付されている。以上のことについて、訂正収支報告書等及び領収証書等により確認できた。

イ よって、本件政務活動費の米田議員に係る部分のうち、会議費の御茶代等 9 万 2,747 円（整理番号 4-3 ほか 30 件）、調査研究費のタクシー代 5 万 3,680 円（整理番号 4-7 ほか 22 件）、調査研究費のスルッと K A N S A I 代 2,995 円（整理番号 4-14）、調査研究費の E T C 代 7 万 3,650 円（整理番号 4-15 ほか 5 件）のうち 2 万 6,350 円、研修費の N P O 法人第二のふるさとふれあい会総会会費 1 万円（整理番号 4-23）、資料購入費の新聞代 2 万 8,736 円（整理番号 7-18 ほか 7 件）のうち 1 万 3,040 円、事務・事務所費の石油ストーブ代 2 万 4,304 円（整理番号 12-15）、事務・事務所費の U S B メモリー代 2,872 円（整理番号 1-7）、合計 22 万 5,988 円分については、政務活動費として支出されたという事実がなくなったため、残る調査研究費の E T C 代 4 万 7,300 円（整理番号 4-15 ほか 5 件）、広報・広聴費のホームページ委託料 22 万 6,800 円（整理番号 4-27 ほか 11 件）、資料購入費の新聞代 1 万 5,696 円（整理番号 7-18 ほか 7 件）・合計 28 万 9,796 円分を検討の対象とする。

ウ 調査研究費の E T C 代ほか 2 件（合計 28 万 9,796 円）について

本件政務活動費の米田議員に係る部分について、前記「第 2 監査の実施 5 関係人調査 (1)」に記載のとおり、同議員から、文書回答及び挙証資料の提出を平成 26 年 11 月 26 日に受けるとともに、対面による聴き取りを同年 12 月 2 日に行った。

これらについて、以下検討する。

(ア) 調査研究費の E T C 代（整理番号 4-15、5-11、6-10、7-23、8-10、9-4、計 4 万 7,300 円）について

請求人は、整理番号 4-15 については、2013 年（平成 25 年）2 月分の、整理番号 5-11 については、同年 3 月分の高速道路等の通行料金であり、2012 年度（平成 24 年度）の経費に計上すべきであり無効であると主張している。

しかし、E T C を利用した高速道路等の通行料金は、クレジットカードで後日支払うため、その支払日が整理番号 4-15 については平成 25 年 4 月、整理番号 5-11 は同年 5 月となっていた。クレジットカードで支払うのが通常であるものについて、クレジットカード会社への支払日をもって、その支出日を整理することはやむを得ないと考える。

なお、クレジットカードの利用について、運用指針では、クレジットカードを利用した時ではなく、クレジットカード会社に代金を支払った時を支払日として整理するとされており、これらの支出は、運用

指針に違反しておらず、この点でも同議員に明確に用途基準に反する支出があったということとはできない。

よって、2012年度（平成24年度）の経費に計上すべきであり無効であるとの請求人の主張は採用できない。

また、遠方へのETCの利用について、同議員は、領収書等貼付用紙に添付している利用代金明細書の利用明細を私的に使用する場合は黒く塗り潰して削除していたが、削除漏れであったとして、その一部（7万3,650円のうち2万6,350円）を取り消す旨の収支報告書等の訂正報告を平成26年11月26日に行っている。

取消しを行ったもの以外のETC代の支出については、同議員によると、大阪府庁・大阪市役所・他の行政機関、大阪市内の党本部の教育基本条例・職員基本条例等の勉強会への出席、市民から要望・依頼等があったときなどに高速道路等を使用しているとのことであった。

同議員の説明により、同議員が取消しを行ったもの以外のETC代の支出については、その用途が条例第5条の規定に明らかに違反しているとはいえないものと判断する。

(イ) 広報・広聴費のホームページ委託料（整理番号 4-27、5-23、6-31、7-61、8-16、9-8、10-22、11-22、12-31、1-36、2-20、3-22、計 22万6,800円）について

ホームページ委託料については、領収書のただし書の欄に記載がなく、領収書等貼付用紙のその他欄にホームページ委託料との記載があるのみであり、何に対する支払を領収したのかが客観的に明らかでない状態となっていた。

関係人調査において、ホームページ修正及びコンピューター関連業務委託契約書の提出を受けるとともに、同議員から、同委託業務の業務内容は、ホームページの修正、コンピューター操作の指導及び助言、それ以外にも文書校正・制作等に関する助言等多岐にわたって協力依頼をし、ホームページ委託料として支払っており、ホームページの修正だけでなく多岐にわたる業務をお願いしているので、請求人が主張するように他市議のホームページ管理に関する費用と単純に比較することができず、月額1万8,900円は適正であると認識しているとの説明を受けた。

また、提出を受けた委託契約書の受託者名と委託料の領収書の発行者名は一致していた。

同議員の説明及び提出資料により、その用途が条例第5条の規定に明らかに違反しているとはいえないものと判断する。

(ウ) 資料購入費の新聞代（整理番号 7-18、8-3、9-3、11-5、12-9、1-4、2-5、3-4、計 1 万 5,696 円）について

本件政務活動費に係る新聞代については、当初、産経新聞及びサンケイスポーツの購読料 5 万 7,480 円のうち、50%に相当する 2 万 8,736 円を政務活動費を充てることができる経費として計上していた。

しかし、平成 26 年 12 月 9 日に、前記「(1)平成 25 年度の米田議員に係る本件政務活動費を含む政務活動費の返還の流れ」に記載のとおり、同議員から、サンケイスポーツ分を取り消し、産経新聞の購読料について按分率を 50%とする旨の収支報告書の訂正報告が行われたため、残る産経新聞の購読料（按分率 50%）について検討する。

関係人調査において、同議員から、産経新聞及びサンケイスポーツの領収証の提出を受けた。

請求人は、新聞は自宅に宅配されていると予想され、資料購入でなく日常生活費であると主張しているが、同議員によると、ここ 1 年程度は新聞を自宅に配達してもらっていたが、自宅で作業することもあり、産経新聞については政務活動で使用しているとのことであった。

同議員の説明及び提出資料により、その用途が条例第 5 条の規定に明らかに違反しているとはいえないものと判断する。

エ 小括

以上の検討の結果は、次のとおりである。

(ア) 同議員が、一部の経費について計上を取り消したため、政務活動費として支出したという事実がなくなったもの（前記ア・イ）

（計 22 万 5,988 円）

(イ) その用途が条例第 5 条の規定に明らかに違反しているとはいえないもの（前記ウ(ア)から(ウ)まで）

（計 28 万 9,796 円）

(ア)及び(イ)の合計額（本件請求の対象額）

（合計 51 万 5,784 円）

よって、米田議員に係る本件政務活動費については、請求人の主張に理由がないものと判断する。

4 佐治議員に係る本件政務活動費について

(1) 佐治議員に係る本件政務活動費についての検討

ア 人件費（191 万 7,000 円）について

本件政務活動費の佐治議員に係る部分について、前記「第 2 監査の実施 5 関係人調査 (2)」に記載のとおり、佐治議員から文書回答及び挙証資料の提出を平成 26 年 11 月 26 日に受けるとともに、対面による聴き取りを同年 12 月 2 日に行った。また同月 8 日に追加資料の提出を受けた。

人件費について、以下検討する。

(ア) 人件費(整理番号 4-15、4-20、4-21、5-6、5-10、5-11、6-18、6-21、6-22、7-8、7-21、7-22、8-7、8-15、8-16、9-8、9-13、9-14、10-6、10-16、10-17、11-5、11-11、11-12、12-12、12-17、12-18、1-11、1-18、1-19、2-10、2-14、2-15、3-12、3-17、3-18、計 191 万 7,000 円)について

職員	期間	月額給与 (円)	按分率	月額政務活動費 (円)	政務活動費計 (円)
甲氏	平成 25 年 4 月分～平成 25 年 6 月分	180,000	70%	126,000	378,000
	平成 25 年 7 月分～平成 26 年 3 月分	105,000	70%	73,500	661,500
乙氏	平成 25 年 4 月分～平成 25 年 12 月分	80,000	70%	56,000	504,000
	平成 26 年 1 月分～平成 26 年 3 月分	50,000	70%	35,000	105,000
丙氏	平成 25 年 4 月分、5 月分、7 月分～9 月分	20,000	100%	20,000	100,000
	平成 25 年 6 月分	45,000	100%	45,000	45,000
	平成 25 年 10 月分、11 月分、平成 26 年 1 月分～3 月分	17,000	100%	17,000	85,000
	平成 25 年 12 月分	38,500	100%	38,500	38,500
合計	—	—	—	—	1,917,000

人件費に係る期間、月額給与、按分率等は、上記の表のとおりとなっていた。

平成 26 年 11 月 26 日に佐治議員から文書回答とともに、同議員の個人事務所に勤務するとされる 2 人の職員（以下「甲氏」、「乙氏」という。）及び堺市議会における同議員の所属する会派の控室に勤務するとされる職員（以下「丙氏」という。）の雇用契約書、甲氏及び乙氏に係る平成 26 年度給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）（以下「市・府民税特別徴収税額決定通知書」という。）、甲氏及び乙氏に係る給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（平成 23 年度分から平成 26 年度分まで）、甲氏及び乙氏に係る給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書（平成 23 年度分から平成 25 年度分まで）、同議員の個人事務所の外観及び内部の写真、活動報告書（平成 25 年 3 月 20 日付け）、市政報告会開催のご案内（平成 26 年 9 月吉日付け）、政党機関紙の号外（平成 26 年 1 月 18 日発行分及び同年 7 月 18 日発行分）、電子メールの写しとその添付ファイル（平成 25 年 8 月 23 日分ほか 5 件、うち平成 25 年度分 3 件、平成 24 年度分 3 件）等の提出を受けた。

また、同年 12 月 8 日に、丙氏に係る堺市議会における同議員の所属

する会派の控室に配置する職員に関する申合せ(平成 23 年 5 月 1 日付け及び平成 25 年 10 月 1 日付け) (以下「会派配置職員に関する申合せ」という。) 及び事務所における応対メモの追加提出を受けた。

同議員によると、甲氏及び乙氏の業務内容は、調査研究資料の作成、住民からの要望の取りまとめ、市民相談等の補助、書類の整理、活動報告・市政報告等の配布、パソコン作業などであり、丙氏の業務内容は、市役所会派控室にて、理事者(議会等に説明者として出席する堺市の職員等)との取り次ぎなど事務作業全般であるとのことであった。

雇用契約書では、従事する業務の種類は、3 人とも「総務・事務」で、休日は、甲氏及び乙氏については、日曜日・祝祭日・年末年始・夏季休暇(ただし、甲氏については、平成 25 年 7 月以降は土曜日も休日)、乙氏については、土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始と記載されていた。また、勤務時間は、甲氏が 9 時から 17 時まで(うち休憩時間 60 分)、基本給 18 万円、平成 25 年 7 月以降は 9 時から 15 時まで(うち休憩時間 60 分)、基本給 10 万 5,000 円、乙氏が 13 時から 17 時まで、基本給 8 万円、丙氏が 10 時から 17 時まで、基本給 2 万円(夏季手当 2 万 5,000 円、年末手当 2 万円)、平成 25 年 10 月以降は勤務条件は同様で基本給 1 万 7,000 円(夏季手当 2 万 1,500 円、年末手当 2 万 1,500 円)と記載されていた。

同議員によると、甲氏については、月平均 166 時間勤務で時給にすると 1,084 円、雇用条件変更後は月平均 110 時間で時給にすると 954 円、乙氏については、月平均 88 時間勤務で時給にすると 909 円となっており、決して高額とはいえないと考えているとのことであった。

なお、丙氏については、堺市議会における同議員の所属する会派の市議会議員 7 人又は 9 人で雇用しており、随時各市議会議員の事務を行っているとのことであった。

これらのことから、同議員が、3 人の職員との間で雇用契約を締結し、給与等を支払っていることは、雇用契約書、領収書等貼付用紙に貼付された領収証、市・府民税特別徴収税額決定通知書等によって一定確認することができた。また、同議員の説明及び提出資料により、これらの人件費が高額であるとまではいえないと考えられる。

しかし、当該 3 人の職員に対する雇用条件等は一定確認できたものの、政務活動費から人件費を支出する以上、政務活動費を充てることのできる経費としての雇用実態、勤務実態等があることが必要であると考えられるため、以下で、雇用実態、勤務実態等について検討する。

まず、甲氏及び乙氏について検討する。

同議員によれば、甲氏及び乙氏の出退勤の管理については、原則として同議員が行っているが、記録としては付けていないとのことであった。以下で、同議員から提出を受けた資料について検討する。

同議員から提出を受けた活動報告書（平成 25 年 3 月 20 日付け）については、同議員の事務所が作成したものである旨の記載があり、箇条書で議会活動、市政活動、地域活動等の項目が記載されている。しかし、当該資料は監査対象年度である平成 25 年度のものではなく、このほかの活動報告等は全て廃棄したとのことであり、当該資料では、政務活動費を充てることができる経費としての雇用実態、勤務実態等を確認することができなかった。

また、市政報告会開催のご案内（平成 26 年 9 月吉日付け）については、監査対象年度である平成 25 年度のものではないことに加え、当該案内の発信者が同議員の後援会会長及び同議員となっており、その作成、配布についても、主として政務活動として支出することのできない後援会活動に当たるものと考えざるを得ない。

政党機関紙の号外については、その内容として、同議員の掲げる政策や活動内容、また、堺市議会における同議員の所属する会派の取組などが記載されている。一方、当該機関紙の発行所は、政党本部となっており、その掲載写真のレイアウトや文章の作成、配布等についても、政務活動費として支出することのできない政党活動に該当するものと考えざるを得ない。

また、電子メールの写し及び添付資料については、同議員によれば、事務所職員が、事務所において、堺市議会の委員会や本会議の当日に、同議員が市役所にいる時に発信したものであり、同議員自ら発信することは不可能ということになるため、事務所に事務員がいるということの証になるのではないかということであったが、これらは、当該電子メールが事務所から発信されたものであり、その発信者が甲氏又は乙氏であることを明確に挙証するものとはいえず、また、監査対象年度である平成 25 年度のものには提出を受けた 6 件のうち 3 件であり、当該資料では、政務活動費を充てることができる経費としての雇用実態、勤務実態等を確認することができなかった。

なお、平成 26 年 12 月 8 日に追加提出を受けた応対メモについては、本件監査請求の対象年度以外の日付のものや、記入した年、記入場所、記入者が明らかでない状態のものとなっており、当該資料によっても、政務活動費を充てることができる経費としての雇用実態、勤務実態等を確認することができなかった。

以上のことから、甲氏及び乙氏については、提出資料によって、政務活動費を充てることのできる経費としての雇用実態、勤務実態等を確認することができなかった。

次に、丙氏について検討する。

同議員によると、丙氏の業務内容は、市役所会派控室にて、理事者との取り次ぎなど会派全員の事務作業全般であるとのことであった。また、同議員から提出を受けた会派控室に配置する職員に関する申合せには、同議員の説明の内容が会派全員の申合せとなっていることが記載されていた。

以上のことから、丙氏については、同議員の説明及び提出資料によって、政務活動費を充てることのできる経費としての雇用実態、勤務実態等を確認できた。

イ 小括

以上の検討の結果は、次のとおりである。

- (ア) 政務活動費を充てることのできる経費としての雇用実態、勤務実態等を提出資料により確認できなかったもの (164万8,500円)
- (イ) 政務活動費を充てることのできる経費としての雇用実態、勤務実態等を確認できたもの (26万8,500円)
- (ア)及び(イ)の合計額(本件請求の対象額) (合計191万7,000円)

ウ 佐治議員の平成25年度分の収支報告書における政務活動費の支出決算額は、359万1,825円となっており、その全額に政務活動費を充当しているが、政務活動費を充てることのできる経費としての雇用実態、勤務実態等を提出資料により確認できなかったものについては、政務活動費として認めることはできず、164万8,500円全額を市長に返還すべきこととなる。

よって、同議員が政務活動費として認められない経費(164万8,500円)を政務活動費に充当した収支報告書等を提出したことは、少なくとも過失による不法行為に該当すると認められる。したがって、市長は、同議員に対し、民法第709条(不法行為)に基づく損害賠償請求として、当該金額164万8,500円及びこれに対する遅延損害金を請求すべきである。

なお、条例第7条第2項では、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年5月10日までに収支報告書等を提出しなければならないとされており、収支報告書等の提出期限を課しているが、この提出期限までに議員は収支報告書等の内容を確定すべきであり、実際の支出から毎年

5月10日までの期限は、議員が市長に返還すべき金銭について一律に期限の利益を与えたものと解することができる。一方、平成26年5月10日は土曜日に該当するが、民法第142条では、期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了するとされており、堺市の休日に関する条例第2条では、日曜日又は土曜日は市の休日とし、市の機関の執務は原則として行わないものとされ、同条例第3条では、市の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間をもって定めるものが市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなすとされていることから、平成25年度分の政務活動費の収支報告書の提出期限は、平成26年5月12日となる。よって、遅延損害金の算出に当たっては、不法行為の日以後である平成26年5月13日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による金員の支払を求めるのが相当である。

5 黒田議員に係る本件政務活動費について

(1) 平成23年度から平成25年度までの黒田議員に係る本件政務活動費を含む政務調査費及び政務活動費の返還の流れ

ア 平成26年11月7日

黒田議員が市議会議長あて、収支報告書等の訂正報告書を提出

(訂正内容)

平成25年度の政務活動費のうち、広報・広聴費の堺高石JC会費等(整理番号25-0812ほか1件、計10万7,240円)の支出を取消し

そのほか、平成23年度(5月分から3月分まで)及び平成24年度(4月から2月分まで)の政務調査費のうち、広報・広聴費の堺高石JC会費等、合計16万6,155円を取消し

イ 同月12日

市議会議長から市長あて、収支報告書等の訂正報告書(写し)を送付

ウ 前記「ア」の訂正報告により、以下のとおり、収支報告書における支出決算額が変更されている。

(ア) 平成23年度(5月分から3月分まで)の政務調査費に係る収支報告書の支出決算額は、328万7,636円から326万636円となり、減額分全額の2万7,000円の返還額が生じている。

(イ) 平成24年度(4月分から2月分まで)の政務調査費に係る収支報告書の支出決算額は、332万8,503円から318万9,348円(13万9,155円の減額)となり、支出決算額が交付額の330万円を下回ったため、11

万 652 円の返還額が生じている。

(ウ) 平成 25 年度の政務活動費に係る収支報告書の支出決算額は、353 万 8,710 円から 343 万 1,470 円となり、減額分全額の 10 万 7,240 円の返還が生じている。

(ア)から(ウ)までの取消合計額 27 万 3,395 円 (返還額 24 万 4,892 円)

エ 同月 25 日

市長が、収支報告書等の訂正により、政務調査費及び政務活動費に返還額があることを確認し、条例第 8 条第 1 項に基づき、同議員あて、返還請求

返還金額 24 万 4,892 円

(うち、本件政務活動費に係る返還額 10 万 7,240 円)

オ 同月 26 日

同議員が前記「エ」の請求額全額 (24 万 4,892 円) を納付

(2) 黒田議員に係る本件政務活動費についての検討

ア 広報・広聴費の堺高石 J C 会費等(整理番号 25-0812 ほか 1 件)については、支払額は 13 万 4,050 円、按分率は 80%で、政務活動費としての支出額は 10 万 7,240 円となっていた。

本件政務活動費の黒田議員に係る部分について、前記「第 2 監査の実施 5 関係人調査 (3)」に記載のとおり、黒田議員から文書回答及び挙証資料の提出を平成 26 年 11 月 26 日に受けるとともに、対面による聴き取りを同年 12 月 2 日に行った。

イ 同年 11 月 25 日に同議員が行った収支報告書等の訂正に関し、同議員は、関係人調査における聴き取り調査において、当該訂正金額 (24 万 4,892 円) について、他都市の政務活動費の運用等に鑑み、同議員自ら政務活動費を充てることができない経費であると判断し、取消しを行ったことを認めている。

よって、同議員が行った収支報告書等の訂正金額 (24 万 4,892 円) のうち、本件政務活動費 (10 万 7,240 円) は、政務活動費を充てることができる経費として認めることができないので、その全額を市長に返還すべきこととなる。

ウ このことから、同議員が、政務活動費として認められない経費 (10 万 7,240 円) を政務活動費に充当した収支報告書等を提出したことは、少なくとも過失による不法行為に該当すると認められる。したがって、市長は、同議員に対し、民法第 709 条 (不法行為) に基づく損害賠償請求として、当該金額 10 万 7,240 円及びこれに対する遅延損害金を請求す

べきである。

エ 一方、市長は、前記「(1)平成 23 年度から平成 25 年度までの黒田議員に係る本件政務活動費を含む政務調査費及び政務活動費の返還の流れ エ」に記載のとおり、平成 26 年 11 月 25 日に、条例第 8 条第 1 項に基づき、同議員の本件政務活動費を含む政務調査費及び政務活動費 24 万 4,892 円につき返還請求し、同月 26 日に請求額全額が納付されている。しかしながら、これに伴う遅延損害金が未だ請求されていないため、本件政務活動費に係る遅延損害金について追加請求すべきである。

なお、「4 佐治議員に係る本件政務活動費について (1)ウ」に記載したとおり、平成 25 年度分の収支報告書等の提出期限は、平成 26 年 5 月 12 日となるため、遅延損害金の算出に当たっては、同月 13 日から納付のあった同年 11 月 26 日まで民法所定の年 5 分の割合による金員（本件政務活動費に対する遅延損害金 2,908 円）の支払を求めるのが相当である。

6 小林議員に係る本件政務活動費について

(1) 小林議員に係る本件政務活動費についての検討

ア 広報・広聴費のホームページ管理費等ほか 5 件（合計 320 万 9,210 円）について

本件政務活動費の小林議員に係る部分について、前記「第 2 監査の実施 5 関係人調査 (4)」に記載のとおり、小林議員から文書回答及び挙証資料の提出を平成 26 年 11 月 26 日に受けるとともに、対面による聴き取りを同年 12 月 2 日に行った。

これらについて、以下検討する。

(ア) 広報・広聴費のホームページ管理費等（整理番号 02、09、14、19、25、31、36、41、46、51、57、61、計 48 万円）について

ホームページ管理費等の内容は、領収書等貼付用紙に貼付された領収書及び同議員から提出を受けた「ホームページ管理・更新業務委託契約書」によれば、ホームページ管理費・サーバー管理費・ネーム管理費・事務代行費であり、月 1 回（年 12 回）の支払、月額 8 万円（按分率は 50%、政務活動費としての支出額は月額 4 万円）となっていた。

このホームページ管理等を行っているオフィスコーヴァは個人事業主であり、後述する人件費を支払っている A 氏と同一人物であった。オフィスコーヴァについては、平成 24 年 4 月に、税務署に対し、個人事業の開業・廃業等届出書（届出の区分は事務所・事業所の新設）が提出されていること、事業の概略欄に、広告業務、制作、インターネ

ット関連等の記載があることが確認できた。

同議員によると、ホームページの更新は、A氏の勤務時間外に行っており、A氏以外の者も行っていると聞いているため、ホームページ管理費等と人件費の支出は、重複した支出とはなっていないものと考えているとのことであった。提出を受けた同議員のホームページの写しでは、更新時刻が7時11分、20時55分など17回の更新全てがA氏の雇用契約書に記載された就業時間（9時より18時まで）以外の時刻となっていた。

また、同議員によると、平成25年度におけるホームページの更新は、296回、月平均25回程度の更新が行われており、インターネット検索を行い表示された上位4社のホームページ管理・更新の料金は、月20回程度の場合、1回当たり5,000円程度が相場であるため、月8万円は妥当であり、高額であるとは考えていないとのことであった。更新回数を証する資料として、同議員のホームページの写し（月別更新回数、更新日時の記載があるもの）、ホームページ管理・更新料金の他者の料金表等の資料（4社分）の提出を受けた。

同議員の説明及び提出資料により、請求人が主張するように、ホームページ管理費等が高額であるとまでいうことはできず、その使途が条例第5条の規定に明らかに違反しているとはいえないものと判断する。

(イ) 人件費（整理番号06、12、18、22、27、40、43、48、55、60、63、計169万4,000円）について

職員（A氏）への給与に係る人件費については、月額22万円（按分率は70%、政務活動費としての支出額は月額15万4,000円）、平成25年度は、平成25年9月分を除き11か月分の支払となっていた。

平成26年11月26日に、同議員から、文書回答とともに、自宅事務所の写真、平成23年4月28日付け及び平成24年3月30日付けの雇用契約書、平成23年4月28日付けの労働条件通知書、平成25年度分給与所得の源泉徴収票、源泉所得税の領収証書、平成25年度の出勤簿、A氏と同議員、またA氏と議会事務局職員との間で交わされた電子メールの写しの提出を受けた。なお、監査請求書において、監査請求人の質問に対し、雇用契約等はないと回答したという記載があることについて、他のアルバイト職員の3人とは雇用契約を交わしていなかったため、A氏と雇用契約を交わしていたことを忘れていたなどの説明があった。

なお、A氏の雇用保険への加入について、A氏はオフィスコーヴァ

以外の株式会社の代表も務めており、雇用保険には加入できないという認識を持っていたとのことであった。

提出を受けた平成 24 年 3 月 30 日付けの雇用契約書によれば、基本給は 22 万円、従事する業務の種類は政策業務・秘書業務であり、就業時間は 9 時より 18 時まで（うち休憩時間 60 分）、休日は月 8 日、年末年始及び夏季休暇、交通費は基本給に含む、出勤場所は事務所もしくは指定する場所とするとされていた。また、平成 23 年 4 月 28 日付けの労働条件通知書では、就業の場所として、同議員事務所及び使用者の指定する場所及び自宅等通信可能な環境下とされており、従事すべき業務の内容として、政策アドバイザー業務・政務補助、始業・就業の時刻等として、事業場外みなし労働時間制（始業 9 時・終業 18 時）、裁量労働制（始業 9 時・終業 18 時を基本とし、労働者の決定に委ねる）、休憩時間 60 分、基本賃金 28 万円（雇用契約書によれば、平成 24 年 4 月以降は 22 万円に変更されているが、変更後の労働条件通知書は提出されず。）などとされていた。

これらのことから、同議員が、A 氏との間で雇用契約を締結し、給与を支払っていることは、雇用契約書等、領収書等貼付用紙に貼付された領収書、源泉徴収票等によって一定確認することができた。

しかし、A 氏に対する雇用条件等は一定確認できたものの、政務活動費から人件費を支出する以上、政務活動費を充てることができる経費としての雇用実態、勤務実態等があることが必要であると考えられるため、以下で、雇用実態、勤務実態等について検討する。

提出を受けた労働条件通知書には、事業場外みなし労働時間制（始業 9 時・終業 18 時）、裁量労働制（始業 9 時・終業 18 時を基本とし、労働者の決定に委ねる）と記載されており、同議員からも記載内容と同様の雇用形態である旨の説明があった。

A 氏の雇用形態とされている「事業場外みなし労働時間制」とは、労働者が業務の全部又は一部を事業場外で従事し、使用者の指揮監督が及ばないために、当該業務に係る労働時間の算定が困難な場合に、使用者のその労働時間に係る算定義務を免除し、その事業場外労働については「特定の時間」を労働したとみなすことのできる制度であり、その対象となるのは、事業場外で業務に従事し、使用者の具体的な指揮監督が及ばず労働時間の算定が困難な業務とされている（労働基準法第 38 条の 2）。

また、「裁量労働制」については、専門業務型裁量労働制と企画業務型裁量労働制に大別される。専門業務型裁量労働制については、業

務の性質上その遂行方法を労働者の大幅な裁量に委ねる必要性があるため、業務遂行の手段および時間配分につき具体的指示をすることが困難な一定の専門的業務に適用されるもの(労働基準法第38条の3)であり、具体的な対象業務は、研究開発、情報処理システムの分析・設計など特定の業務に限られる。また、企画業務型裁量労働制については、濫用のおそれもあるため、労使委員会における5分の4以上の多数決による決議を要するなど、専門業務型に比べて要件は厳格になっている(労働基準法第38条の4)。

政務活動費から人件費を支出する以上、同議員には雇用実態、勤務実態等に係る一定の説明責任があると考えるが、事業場外みなし労働時間制及び裁量労働制という雇用形態はこの説明を非常に困難にする雇用形態であり、自己資金でない政務活動費の支出の方法として理解し難い。

このような雇用形態であれば、通常の雇用形態と比較してより一層の職員の仕事に対する成果の説明が同議員に求められるところであるが、提出を受けた電子メールの写しについては、A氏と堺市議会事務局職員との間で交わされたものが平成26年3月の2件分、A氏と同議員との間のものが平成25年4月の2件分、同年12月の6件分となっており、平成25年度の11か月におけるA氏の政務活動費を充てることができる経費としての雇用実態、勤務実態等を確認することができなかった。

なお、A氏の雇用形態は、事業場外みなし労働時間制及び裁量労働制であることから、同議員はA氏の実際の労働時間を管理できておらず、始業9時から終業18時まで労働したとみなしているが、そもそもA氏は、個人事業主であり、株式会社の代表者でもあるというのであるから、始業9時から終業18時まで労働したとみなすことには疑問を感じるところである。

また、提出を受けた出勤簿には、「出欠」欄に「(○で囲んだ) 済」のゴム印が押印されており、各月ごとに「確認者」欄に同議員の確認印が押印されていた。同議員によると、出勤簿はA氏が保管しており、A氏の出勤状況については、事務所への出勤を義務付けていないため電話等で確認をしているとのことであった。出勤簿がA氏の管理下に置かれていることから、同議員が日常的に出退勤の管理を行っていることは確認できなかった。

以上のことから、同議員の説明及び提出資料では、政務活動費を充てることができる経費としての雇用実態、勤務実態等を確認すること

ができなかった。

(ウ) 広報・広聴費のアルバイト代（整理番号 05、13、17、23、24、28、29、30、33、34、35、39、44、45、49、54、59、64、65、計 77 万 8,000 円）について

職員	期間	月額賃金 (円)	按分 率	月額政務活 動費 (円)	政務活動費 計 (円)
B氏	平成 25 年 4 月分～平成 26 年 3 月分	92,000	50%	46,000	552,000
C氏	平成 25 年 7 月分、11 月分、平成 26 年 3 月分	72,000	50%	36,000	108,000
	平成 25 年 8 月分、9 月分	48,000	50%	24,000	48,000
D氏	平成 25 年 8 月分	60,000	50%	30,000	30,000
	平成 25 年 9 月分	80,000	50%	40,000	40,000
合計	—	—	—	—	778,000

広報・広聴費のアルバイト代に係る期間、月額賃金、按分率等は、上記の表のとおりとなっていた。

平成 26 年 11 月 26 日に、同議員から、文書回答とともに、労働条件通知書、出勤簿、ポスティングを行ったとする同議員の議会報告（2013 年（平成 25 年）冬号及び 2014 年（平成 26 年）春号）、政党の機関紙（平成 24 年 12 月 1 日付け、平成 25 年 6 月 25 日付け、平成 26 年 4 月 10 日付け）の提出を受けた。

また、平成 26 年 12 月 2 日の関係人調査当日に、B氏及びC氏に係る勤務状況について、B氏及びC氏が出勤状況を記録したとするカレンダー（平成 26 年 2 月分、この月以外は残っていないとのこと）の追加提出を受けた。

同議員によると、3 人のアルバイト職員の主な業務内容は、事務作業、街頭やポスティングによるチラシ配り、チラシを折るなどの軽作業であり、配布物は同議員の議会報告ビラ、会派によるチラシ、党の広報ビラなどで、事業実施報告書の 2 番目に記載のある、「4 月から 3 月までの期間で約 5 万部を手配りで配布した」という部分に当たる。なお、政務活動以外の活動も担っているため、50%の按分としており、1 回あたりの勤務時間は 7 時間を基本としているとのことであった。

また、同議員によると、B氏は、日当 6,000 円で交通費として月 8,000 円、出勤日数は定めていないが、月 10 回以上出勤することを口頭で依頼しており、出勤日数に応じてアルバイト代を支払っている。C氏は日当 8,000 円で月に数回出勤しており、金額が違う理由はB氏は車を持ち込みで来てもらっているため、交通費を含めてその金額となって

いる。出勤日数に応じて、2、3か月分まとめて、アルバイト代を支払っている。D氏は、平成25年度8月、9月に雇用しており、同議員が出産直後であったため、街頭での活動報告や政務活動の補助などを行ってもらっていたとのことであった。

労働条件通知書では、3人の従事する業務の種類は「事務作業・政務活動補助（又は政務補助）・軽作業」、休日及び勤務日は非定例日、その他夏季・年末年始、勤務時間は、B氏及びC氏が、フレックスタイム制（始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。フレキシブルタイムは8時から20時、休憩時間は60分、所定時間外労働は、B氏については有り・1週24時間、C氏については無し）、D氏が始業7時・終業19時（休憩時間60分）、賃金は、B氏及びC氏は同議員の説明どおり、D氏は日給1万円（交通費なし）と記載されていた。

これらのことから、同議員が、3人のアルバイト職員に労働条件を通知し、賃金等を支払っていることは、労働条件通知書及び領収書等貼付用紙に貼付された領収書等によって一定確認することができた。また、同議員の説明及び提出資料により、これらの人件費が高額であるとまではいえないと考えられる。

しかし、当該3人のアルバイト職員に対する雇用条件等は一定確認できたものの、政務活動費から広報・広聴費のアルバイト代を支出する以上、政務活動費を充てることができる経費としての雇用実態、勤務実態等があることが必要であると考えられるため、以下で、雇用実態、勤務実態等について検討する。

同議員から提出を受けた出勤簿には、「出欠」欄に「(○で囲んだ) 済」のゴム印が押印されており、各月ごとに「確認者」欄に同議員の確認印が押印されていた。同議員によると、出勤簿はB氏、C氏及びD氏が保管している、ゴム印はそれぞれのアルバイト職員が押印している、それぞれの出勤状況については、電話等で確認をしているとのことであった。

また、同議員によると、追加提出されたカレンダー（平成26年2月分）にはB氏及びC氏が出勤状況を記録しているとのことであったが、同月の出勤簿を照合したところ、B氏の勤務日数について、出勤簿では14日と記載されているのに対し、カレンダーでは9日と記載されていた。

出勤簿がB氏、C氏及びD氏の管理下に置かれており、出勤状況を記録したとするカレンダーも平成26年2月分しかなく、その内容も十分なものとはいえないことから、同議員が日常的に出退勤の管理を行

っていることは確認できなかった。

さらに、後述する広報・広聴費のポスティング費と同アルバイト代との間で、ポスティング業務をどのように区別しているのかという質問に対し、プライアントサービスに依頼しているポスティングは、同議員の議会報告についてであり、アルバイト職員に頼んでいるのは、政党や堺市議会会派のチラシであり、袋詰めをして後援会などの家に配布してもらっている、党のチラシは自宅の事務所に届くため、それをアルバイト職員に渡して配布してもらっており、配るビラが違っているという意味で区別しているとの説明があった。これらの説明のとおりであれば、政務活動費として支出することのできない政党活動や後援会活動に対し、広報・広聴費のアルバイト代を支出したこととなる。

以上のことから、3人のアルバイト職員については、提出資料によって、政務活動費を充てることができる経費としての雇用実態、勤務実態等を確認することができなかった。

(エ) 広報・広聴費のポスティング費（整理番号 56、13万4,085円）について

広報・広聴費のポスティング費については、プライアントサービスに対して26万8,170円で発注しており、按分率50%、政務活動費としての支出額は13万4,085円となっていた。

同議員から、平成26年11月26日の文書回答とともに、同業務を請け負ったプライアントサービスに係る商業登記簿、平成25年4月26日付け及び同年12月19日付けのポスティング発注書と同年5月28日付け及び平成26年1月24日付けの配布完了報告書、配布物であるとする同議員の議会報告（2013年（平成25年）冬号及び2014年（平成26年）春号）の提出を受けた。

発注書には、それぞれ配布物寸法がA4・2つ折り、配布希望区域が堺市北区、対象世帯数が6万3,850世帯、配布実数（世帯数×0.8）が5万1,080世帯と記載されていた。また、配布完了報告書には、それぞれ配布枚数が5万1,080枚、配布エリアが堺市北区及び周辺区域と記載されていた。

プライアントサービスの商業登記簿の目的欄にポスティング等の業務の記載がなく地の利もない西宮市内の同社にポスティングを依頼した理由について、同議員から明確な説明はなかったが、その経緯については、知人からの紹介で、同社は不動産関連の延長としてポスティングも行っているという話があり、依頼したとのことであった。

また、同議員によると、前記(ウ)に記載のとおり、プライアントサービスに依頼しているのは、同議員の議会報告(後述する(オ)広報・広聴費のチラシ印刷代に係るチラシ)のポスティングであるとのことであった。

同議員の説明及び提出資料により、請求人が主張するように、会社組織としての実在自体が疑われ、また、配布自体が虚偽であると疑われるとまでいうことはできない。

よって、その用途が条例第5条の規定に明らかに違反しているとはいえないものと判断する。

(オ) 広報・広聴費のチラシ印刷代(整理番号53、11万円)について

広報・広聴費のチラシ印刷代は、人件費を支出しているA氏が個人事業主となっているオフィスコーヴァに発注したものであり、発注額は22万円、按分率50%で、政務活動費としての支出額は11万円となっていた。

平成26年11月26日の文書回答とともに、成果物であるとする同議員の議会報告(2013年(平成25年)冬号及び2014年(平成26年)春号)の提出を受け、また、同年12月2日の関係人調査時に、同業務の請求書の提出を受けた。

平成25年4月24日付けの請求書には、商品名として、同議員の議会報告(春号)、平成25年12月20日付けの請求書には、同議員の議会報告(冬号)の記載があり、印刷数量はそれぞれ7万部と記載されていた。なお、同議員によると、1回当たりの配布部数は、約5万1,000部であり、印刷を発注したオフィスコーヴァから、ポスティングを依頼したプライアントサービスに、1回当たり5万2,000部を直接送付し、残りは同議員の事務所に送ってもらったとのことであった。

同議員の説明及び提出資料により、請求人が主張するように、1回当たり10万枚を印刷しているということとはできず、その用途が条例第5条の規定に明らかに違反しているとはいえないものと判断する。

(カ) 広報・広聴費の名刺代(整理番号37、1万3,125円)について

広報・広聴費の名刺代は、ジーピートレーディングに対して2万6,250円で発注しており、按分率50%、政務活動費としての支出額は1万3,125円となっていた。平成26年11月26日の文書回答とともに、成果物である同議員の名刺の提出を受けた。また、同年12月2日の関係人調査において、名刺に係る発注書の提出を受けた。

同年11月26日に同議員から提出された文書回答によると、名刺作成業務を請け負ったジーピートレーディングは、ポスティング業務を

請け負ったプライアントサービスの社名変更（平成 23 年 8 月 30 日）する前の社名であることが分かった、このことにより、ジーピートレーディングの名前による領収書は全て旧社名による古い領収証により発行していることが分かった、直ちに訂正を依頼し、お詫び文と領収書の再発行を受けたとのことであった。また、これに伴う収支報告書等の訂正報告が行われている。

しかし、領収書等貼付用紙に貼付されていた領収書には、その受領時点では存在しない法人の名称・所在地が記載されていたにもかかわらず、同議員はこれを受領し、これをもって名刺代を政務活動費に充てることのできる経費として支出していたことになり、後日になって、変更後の社名の領収書へ差し替えを行うことは不自然である。よって、差し替え後の領収書を政務活動費を充てることのできる経費に支出していることを挙証する資料として採用することはできない。

また、平成 26 年 12 月 2 日の関係人調査において、追加提出を受けた名刺に係る発注書（平成 23 年 5 月 11 日付け）には、プライアントサービスが受注者である旨の記載があったが、商業登記簿によれば、ジーピートレーディングからプライアントサービスに社名変更があったのは平成 23 年 8 月 30 日であり、当該発注書についても政務活動費を充てることのできる経費に支出していることを挙証する資料として採用することはできない。

以上のことから、広報・広聴費の名刺印刷代については、提出資料によって政務活動費を充てることのできる経費に支出していることが確認できなかった。

イ 小括

以上の検討の結果は、次のとおりである。

(ア) その用途が政務活動費を充てることのできる経費の範囲を定めた条例第 5 条の規定に明らかに違反しているとはいえないもの

(計 72 万 4,085 円)

(イ) 人件費や広報・広聴費のアルバイト代を支出する上で政務活動費を充てることのできる経費としての雇用実態、勤務実態等を確認することができなかったもの及び提出資料によって政務活動費を充てることのできる経費に支出していることが確認できなかったもの

(計 248 万 5,125 円)

(ア) 及び (イ) の合計額（本件請求の対象額） (合計 320 万 9,210 円)

ウ 一方、小林議員の平成 25 年度分の収支報告書（訂正報告書）における政務活動費の支出決算額は、361 万 1,738 円となっている。

このうち、人件費や広報・広聴費のアルバイト代を支出する上で政務活動費を充てることのできる経費としての雇用実態、勤務実態等を確認することができなかつたもの及び提出資料によって政務活動費を充てることのできる経費に支出していることが確認できなかつたもの（計 248 万 5,125 円）については、政務活動費を充てることのできる経費として認めることができないので、同議員が平成 25 年度の政務活動費に充当することができるのは、361 万 1,738 円から 248 万 5,125 円を減じた 112 万 6,613 円ということになり、既交付額である 360 万円から 112 万 6,613 円を減じた 247 万 3,387 円を市長に返還すべきこととなる。

よって、同議員が政務活動費として認められない経費（247 万 3,387 円）を政務活動費に充当した収支報告書等を提出したことは、少なくとも過失による不法行為に該当すると認められる。したがって、市長は、同議員に対し、民法第 709 条（不法行為）に基づく損害賠償請求として、当該金額 247 万 3,387 円及びこれに対する遅延損害金を請求すべきである。

なお、「4 佐治議員に係る本件政務活動費について（1）ウ」に記載したとおり、平成 25 年度分の収支報告書等の提出期限は、平成 26 年 5 月 12 日となるため、遅延損害金の算出に当たっては、同月 13 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による金員の支払を求めるのが相当である。

7 西田議員に係る本件政務活動費について

(1) 西田議員に係る本件政務活動費についての検討

ア 事務・事務所費の自動車リース代ほか 2 件（合計 169 万 6,740 円）について

本件政務活動費の西田議員に係る部分について、前記「第 2 監査の実施 5 関係人調査（5）」に記載のとおり、西田議員から文書回答及び挙証資料の提出を平成 26 年 11 月 26 日に受けるとともに、対面による聴き取りを同年 12 月 2 日に行った。また同月 9 日に追加資料の提出を受けた。

これらについて、以下検討する。

(ア) 事務・事務所費の自動車リース代（整理番号 4-4、5-3、6-4、7-5、8-3、9-4、10-5、11-5、12-4、1-4、2-5、3-4、計 37 万 6,740 円）について

自動車リース代については、月額 6 万 2,790 円の契約となっており、按分率は 50%、政務活動費としての支出額は月額 3 万 1,395 円となつ

ていた。

平成 26 年 11 月 26 日の文書回答とともに、同議員から自動車リース注文契約書、リース支払明細書、自動車車検証の提出を受けた。

同契約書には、借受人が同議員、車名がトヨタのプリウス、リース期間が平成 24 年 8 月 20 日から平成 27 年 8 月 19 日まで、支払月額が 6 万 2,790 円(消費税率変更後は 6 万 4,584 円)、支払総額が 226 万 440 円との記載があった。

自動車のリースについて、運用指針では、「使用実態に応じて支給する。ただし、支給額年間 80 万円を限度とする。」とされており、これらの支出は、運用指針に違反していなかった。

また、同議員によると、若干割高になっている部分もあるかと思うが、できるだけ任期中に契約を終われるよう 3 年契約としたとのことであった。

同議員の説明及び提出資料により、請求人が主張するように、リース車が 600 万円程度の高額な車であるということとはできない。

よって、その使途が条例第 5 条の規定に明らかに違反しているとはいえないものと判断する。

- (イ) 事務・事務所費の事務所貸借料(整理番号 4-7、5-7、6-7、7-9、8-6、9-7、10-8、11-7、12-8、1-6、2-8、3-8、計 124 万 8,000 円)について
事務・事務所費の事務所貸借料については、月額 13 万円の貸借料であり、按分率は 80%、政務活動費としての支出額は月額 10 万 4,000 円となっていた。

平成 26 年 11 月 26 日の文書回答とともに、同議員から建物賃貸借契約書、建物平面図、インターネット検索による堺市美原区内の賃貸事務所物件情報・賃貸店舗物件情報(以下「物件情報」という。)、周辺地図、事務所の外観及び内部を撮影した写真の提出を受けた。

なお、同年 12 月 9 日に、事務所の使用実態を証する書類として、月 2 回程度開催している市民との話し合いの場(定例フォーラムと称する勉強会)や、随時開催する議会報告、市政報告等に用いた資料の一部の追加提出を受けた。

同契約書には、賃借人が同議員、建物の床面積が 107.9 平方メートル(約 32.68 坪)、賃貸借の期間が平成 23 年 5 月から平成 27 年 4 月まで、月額賃借料が 13 万円、本件建物を主として市政事務所に使用するほか、他の用途に使用してはならないなどの記載があった。

平面図には、木造平屋建て及びプレハブ平屋建ての建物の間取り等の記載があった。

物件情報には、平成 26 年 11 月 18 日時点での美原区内の貸事務所及び貸店舗の情報を、賃借料の下限・上限の設定をせずにインターネット上で検索した結果として、貸事務所 5 件（平均面積 42.26 坪、1 坪当たりの平均月額賃借料 4,980 円）、貸店舗 9 件（平均面積 23.83 坪、1 坪当たりの平均月額賃借料 5,733 円）の記載があった。

同議員によると、賃借料については、当該物件の月額賃借料は、1 坪当たり約 4,000 円であり、美原区内の事務所の平均より 1,000 円程度安く、格段に高額とは考えていない。プレハブ平屋建ての建物に電話設備等があり、原則として、こちらで来客の対応等をしているが、トイレ、洗面、給湯設備がなく、それらを有している木造平屋建ての建物と併せて賃借している。木造平屋建ての建物については、およそ月に 10 回程度、市政報告や、住民の皆さんの意見をお聴きしたり、会議などに使っている。賃貸人は、親族であるが、当該物件を賃借した理由は、立地条件、地域事情などを考慮したものであり、親族が所有する物件であるから賃借したというものではない。支払については、毎月月末の平日（12 月は 27 日）に訪問又は来宅時に手渡しをし、領収書をいただいている、とのことであった。

同議員の説明及び提出資料により、請求人が主張するように、事務所建物の賃借料が高額であり、支払金額と領収書の金額に齟齬があるということはない。

よって、その用途が条例第 5 条の規定に明らかに違反しているとはいえないものと判断する。

(ウ) 事務・事務所費の事務所駐車場賃借料（整理番号 4-6、5-6、6-6、7-6、8-4、9-6、10-6、11-6、12-7、1-5、2-6、3-5、計 7 万 2,000 円）について

事務・事務所費の事務所駐車場賃借料については、1 台当たり月額 6,000 円（2 台分で 1 万 2,000 円）の賃借料であり、按分率は 50%、政務活動費としての支出額は 2 台分で月額 6,000 円となっていた。

平成 26 年 11 月 26 日の文書回答とともに、同議員から駐車場使用賃貸借契約書（2 台分）、周辺地図、駐車場の写真の提出を受けた。

同契約書には、契約の日付が平成 23 年 9 月 1 日及び平成 24 年 8 月 21 日、借主が同議員、1 台分の車種が事務・事務所費のリース代で支出しているトヨタのプリウスである旨、月額使用料が 1 台当たり 6,000 円などの記載があった。

周辺地図によれば、事務所と駐車場の場所が直線距離で約 150 メートルほどとなっていた。

また、駐車場の写真によれば、1 台分には「来客用 西田」との記載があった。

同議員によると、借り受けている 2 台分の駐車場のうち、1 台分は同議員が使用するリース車であり、もう 1 台分は来客用である。按分率については、リース契約車用駐車場については、政務活動とその他の活動の実態を勘案して 50%とした。来客用駐車場については、政務活動以外の来客もないわけではないと考え、あえて按分率を 50%とした。また、来客用ではないのではないかとこの請求人の主張については、そのようなことはなく、この駐車場では実際には 3 台分借りており 1 台分は家族の者が使用しているが、政務活動費の請求対象にはしておらず、政務活動費で借り受けている来客用の駐車場を使用する必要がなく、来客用駐車場は来客時以外、常時空いている状況となっているとのことであった。

なお、監査対象部局からの事情聴取において、監査対象部局の職員から、市としては、議員本人や事務所員が政務活動を行うために駐車場を賃借し、その駐車場代に政務活動費を計上することは、認められるものと考えたとの説明があった。

同議員の説明及び提出資料により、請求人が主張するように、事務所駐車場が来客用でないということはできない。

よって、その用途が条例第 5 条の規定に明らかに違反しているとはいえないものと判断する。

イ 小括

以上の検討の結果、西田議員に係る本件政務活動費については、請求人の主張に理由がないものと判断する。

8 結 論

以上のとおり検討した結果、請求人の主張に一部理由があるものと認め、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、次のとおり勧告する。

なお、措置を講じたときは、地方自治法第 242 条第 9 項の規定により、その旨を通知されたい。

勧 告

市長は、佐治議員に、本件政務活動費のうち、過払いとなっている金額相当額（164 万 8,500 円）及びこれに対する平成 26 年 5 月 13 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金を、黒田議員に、本件政務活動費相当額（10 万 7,240 円）に対する平成 26 年 5 月 13 日から当該返

還金の納付があった平成 26 年 11 月 26 日まで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金 (2,908 円) を、小林議員に、本件政務活動費のうち、過払いとなっている金額相当額 (247 万 3,387 円) 及びこれに対する平成 26 年 5 月 13 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金を平成 27 年 2 月 27 日までに請求する措置を講じるよう勧告する。

以上